

第 106 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
第 4 号議案	神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 号議案	神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 6 号議案	神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
第 7 号議案	神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 8 号議案	神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 9 号議案	神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 10 号議案	神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 11 号議案	神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
第 12 号議案	神河町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件
第 13 号議案	神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 14 号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
第 15 号議案	神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 16 号議案	神河町町道路線の廃止の件
第 17 号議案	神河町町道路線の認定の件
第 18 号議案	センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
第 19 号議案	令和 3 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）
第 20 号議案	令和 3 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 21 号議案	令和 3 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 22 号議案	令和 3 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 23 号議案	令和 3 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 24 号議案	令和 3 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 25 号議案	令和 3 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
第 26 号議案	令和 3 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
第 27 号議案	令和 3 年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 28 号議案	令和 3 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 29 号議案	令和 3 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
第 30 号議案	令和 4 年度神河町一般会計予算

第 3 1 号議案	令和 4 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第 3 2 号議案	令和 4 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第 3 3 号議案	令和 4 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 3 4 号議案	令和 4 年度神河町介護保険事業特別会計予算
第 3 5 号議案	令和 4 年度神河町土地開発事業特別会計予算
第 3 6 号議案	令和 4 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第 3 7 号議案	令和 4 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第 3 8 号議案	令和 4 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第 3 9 号議案	令和 4 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第 4 0 号議案	令和 4 年度神河町水道事業会計予算
第 4 1 号議案	令和 4 年度神河町下水道事業会計予算
第 4 2 号議案	令和 4 年度公立神崎総合病院事業会計予算
承認 第 1 号	神河町第 3 期健康増進・食育推進及び自殺対策計画の策定の件
承認 第 2 号	神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の件
承認 第 3 号	神河町地域防災計画の一部を改正する件
承認 第 4 号	神河町災害時受援計画の策定の件

○議会提出議案

発 委 第 1 号	ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に関する 決議
発 委 第 2 号	神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第15号

第106回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月22日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和4年3月3日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

安 部 重 助

三 谷 克 巳

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

○応招しなかった議員

な し

令和 4 年 第106回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 4 年 3 月 3 日（木曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 4 年 3 月 3 日 午前 9 時開会

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸報告 | |
| 日程第 4 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件 |
| 日程第 5 | 第 4 号議案 | 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 6 | 第 5 号議案 | 神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 7 | 第 6 号議案 | 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 8 | 第 7 号議案 | 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 9 | 第 8 号議案 | 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第 9 号議案 | 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第10 | 第10号議案 | 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第11 | 第11号議案 | 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第12 | 第12号議案 | 神河町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第13号議案 | 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第13 | 第14号議案 | 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第14 | 第15号議案 | 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第15 | 第16号議案 | 神河町町道路線の廃止の件 |
| 日程第16 | 第17号議案 | 神河町町道路線の認定の件 |
| 日程第17 | 第18号議案 | センター長谷証明窓口業務の委託契約の件 |
| 日程第18 | 第19号議案 | 令和 3 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第19 | 第20号議案 | 令和 3 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第20 | 第21号議案 | 令和 3 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号） |

日程第21	第22号議案	令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	第23号議案	令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23	第24号議案	令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	第25号議案	令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第25	第26号議案	令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第26	第27号議案	令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第27	第28号議案	令和3年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第28	第29号議案	令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第29	第30号議案	令和4年度神河町一般会計予算
	第31号議案	令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
	第32号議案	令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第33号議案	令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第34号議案	令和4年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第35号議案	令和4年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第36号議案	令和4年度神河町訪問看護事業特別会計予算
	第37号議案	令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第38号議案	令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第39号議案	令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第40号議案	令和4年度神河町水道事業会計予算
	第41号議案	令和4年度神河町下水道事業会計予算
	第42号議案	令和4年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第30	承認第1号	神河町第3期健康増進・食育推進及び自殺対策計画の策定の件
日程第31	承認第2号	神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の件

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸報告	
日程第4	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
日程第5	第4号議案	神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第5号議案	神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7	第6号議案	神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第7号議案	神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 9	第 8 号議案	神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	第 9 号議案	神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第10号議案	神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第11号議案	神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第12号議案	神河町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件
	第13号議案	神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第14号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第15号議案	神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第15	第16号議案	神河町町道路線の廃止の件
日程第16	第17号議案	神河町町道路線の認定の件
日程第17	第18号議案	センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
日程第18	第19号議案	令和 3 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第19	第20号議案	令和 3 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第20	第21号議案	令和 3 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第21	第22号議案	令和 3 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第22	第23号議案	令和 3 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第23	第24号議案	令和 3 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第24	第25号議案	令和 3 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第25	第26号議案	令和 3 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第26	第27号議案	令和 3 年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第27	第28号議案	令和 3 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第28	第29号議案	令和 3 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）

出席議員（ 9 名）

1 番 安 部 重 助	8 番 藤 森 正 晴
2 番 三 谷 克 巳	10 番 栗 原 廣 哉
4 番 小 寺 俊 輔	11 番 澤 田 俊 一
5 番 吉 岡 嘉 宏	12 番 廣 納 良 幸
6 番 小 島 義 次	

欠席議員（なし）

欠 員（３名）

事務局出席職員職氏名

局長 小 林 英 和 主事 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	野 崎 直 規
副町長	前 田 義 人	地籍課長	藤 田 晋 作
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	岡 部 成 幸	健康福祉課長	桐 月 俊 彦
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒 田 勝 樹		保 西 瞳
税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平 岡 民 雄		北 川 由 美
住民生活課副課長兼防災特命参事		町参事兼病院事務長	春 名 常 洋
.....	井 出 博	病院総務課長兼施設課長	
地域振興課長	前 川 穂 積		井 上 淳一朗
ひと・まち・みらい課長		教育課長兼給食センター所長	
.....	真 弓 憲 吾		高 橋 宏 安
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		教育課副課長兼社会教育特命参事	
.....	石 橋 啓 明		井 上 恭 輔

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼をいたします。

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第１０６回神河町議会定例会が招集され、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

さて、新型コロナウイルスですが、現在はデルタ株からオミクロン株、ＢＡ．１、それから、オミクロン株の変異種、ＢＡ．２に移行しているようでございます。市中感染をし、感染経路が不明な事例も多く、感染者は２倍以上になっているとも言われております。また、それによりクラスター感染が報告されており、神河町においても少し感染者が出ていますようでございます。感染症の患者様、御家族の皆様の人権擁護に対する御配慮を重ねてこの場をお借りいたしましてお願いを申し上げます。

最初は、オミクロン株も軽症、無症状でございましたが、高齢者に関しては、持病のある方、基礎疾患を持たれている方は重篤化し、死亡例が2倍から、話によれば10倍以上になっているとのことでございます。現在、3回目のワクチン接種も始まっております。どうぞこの機会に3回目の接種をよろしくお願いをいたします。

また、世界では、ロシアがウクライナに軍事侵攻し、第三次世界大戦に発展するのではないかと危惧する見方もありますが、いろんな面で世界中が介入をし、即時停戦を求めているような状態でございます。それによる混乱で原油価格等は高騰し、日本においても大変価格が高騰しております。それにつけても物価が上昇しておりますので、ますます生活が苦しくなっているような状態でございます。これも、ある程度の時間が来なければ収束しないような感じもございます。

次に、私ごとではございますが、このたびも再度、長期にわたり議会を欠席し、御迷惑をおかけして、誠に申し訳ございませんでした。改めまして深くおわびを申し上げる次第でございます。誠に申し訳ございませんでした。

また、欠席に対する議員報酬につきましては、前回同様、議員報酬等の特例に関する条例第4条で20%減、また期末手当につきましても、条例第5条で同じく20%減となっております。いろいろな御批判もあることは承知しております。まげて御容赦いただき、また、ここに改めて深くおわびを申し上げる次第でございます。

さて、今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、町長からは諮問1件、条例の改正12件、町道路線の廃止及び認定各1件、委託契約1件、補正予算11件、令和4年度一般会計、特別会計、企業会計予算13件及び計画策定承認2件の計42件が提出されます。

1期4年、最後の定例会でございます。立つ鳥跡を濁さずという言葉もございます。議員各位並びに町執行部におかれましても、この言葉を胸に格段の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、第106回神河町議会定例会開会前の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第106回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めて、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、オミクロン株の蔓延により、兵庫県においても2月10日の感染者が6,577人と過去最高を記録するなど、2月も高い数値で感染が拡大しました。神河町の感染者も160人を超える中、兵庫県は県下の病床使用率が70%近いことから、さらに二、三週間程度延長を視野に入れ、政府に再延長を要請し、国は明日、4日の対策会議で決定する予定となっています。重症患者も増えており、いつ誰が感染してもおかしくない状況であります。まずは行政として、3回目のワクチン接種業

務に集中すること、そして、私たちにできる最大の防御としての基本的な感染対策である手洗い、うがい、マスクの着用、毎日の検温、そして三密を避ける行動を徹底していくしかありません。

2月に開催された冬季北京オリンピックでは、日本選手団は過去最多の18個のメダル獲得の中、多くの感動やドラマがありました。4年に一度、個人競技、団体競技含め、私たちに感動と元気、そして見る人全てに勇気と希望を与えてくださいました。選手団に心からありがとうを贈りたいと思います。

オリンピックの効果と工夫を凝らしたPR戦略、設備投資、そして雪にも恵まれ、峰山高原スキー場、ホワイトピークは2月28日時点でオープン初年度に迫る5万2,600人と順調な入り込みを見せておりまして、今シーズンは3月21日までの運営を予定しています。また、桜山桜華園は3月19日土曜日オープンで、4月30日までの開園を予定しています。明日4日からはパラリンピックが開催されます。引き続きの日本選手団の奮闘に期待したいと思います。

そんな冬季オリンピックの感動に世界各国の人々が浸る中、ロシア軍がウクライナに対し軍事侵攻を行いました。今もこの侵攻が続いています。1週間が経過した現在、日本を含め、欧米諸国によるロシアに対する経済制裁発出と、先日緊急開催された国連総会でも各国からの非難の声が集中するなど、世界平和の秩序が揺らぐとともに、既に世界経済へも大きな悪影響が出てきているなど、非常に危険な状況となっています。停戦交渉も行われているところでございますが、一日も早い停戦、終結、平和な状態に戻ることを心から願うところです。

さて、本日は、第106回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には繰り合わせての御出席を賜りまして、議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。今定例会には、諮問1件、条例改正12件、町道廃止及び認定2件、委託契約1件、令和3年度各会計の補正予算11件、令和4年度各会計予算13件及び計画策定承認2件の計42件を提出させていただきました。

特に令和4年度の重点施策は、まずは3年目となりました新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願い、3回目のワクチン接種に集中するとともに、国、県の施策に連動しながら、日常生活と経済活動の回復に主眼を置いた各種事業を推進してまいります。特にこれからの4年間は、さらに加速化する人口減少、地域創生と、直面する課題への取組が欠かせません。継続、さらに発展をキーワードに、安心・安全がさらに広がるネットワークづくり、住んでよかったと思える人づくり、未来に希望が持てるまちづくり、これらを柱に地域住民の皆様と一緒に、神河町の元気づくりに取り組んでまいります。さらに、50年後の神河町の青写真づくり、神河将来ビジョンの策定を柱として、引き続き地域創生総合戦略を中心とした最重点施策に積極的に取り組むとともに、財政課題である健全な財政運営の確立に配慮しながら、持続的発展を目標に町政運営に取り組んでまいります。

議員各位には、よろしく御審議を賜り、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午前 9 時 13 分開会

○議長（廣納 良幸君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、第 106 回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長から指名いたします。

2 番、三谷克巳議員、4 番、小寺俊輔議員、以上 2 名を指名いたします。

○議長（廣納 良幸君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、委員長より報告を受けます。

安部重助議会運営委員長、お願いいたします。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の安部でございます。先般開かれました議会運営委員会の報告をいたします。

去る 2 月 25 日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から 3 月 24 日までの 22 日間と決しております。

町長から提出されます議案は、諮問 1 件、条例の一部改正 12 件、町道路線の廃止及び認定各 1 件、委託契約 1 件、補正予算 11 件、令和 4 年度当初予算 13 件、計画策定 2 件の計 42 件が提出されております。

なお、議会からの提出議案は、閉会中に受理した請願、陳情等はありませんでした。議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

第 1 日目、諮問第 1 号については、提案説明の後、表決をお願いいたします。それ以降の全ての議案については、第 1 日目、第 2 日目で提案説明を受け、第 3 日目と第 4 日目に質疑を行います。

第 4 号議案から第 14 号議案、第 16 号議案から第 18 号議案、第 20 号議案、第 21 号議案、第 23 号議案から第 28 号議案、承認第 1 号、第 2 号の計画策定の件は、表決をお願いいたします。

第 15 号議案、第 19 号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することにしております。

また、第 30 号議案から第 42 号議案までの令和 4 年度各会計当初予算については、

質疑の後、議長を除く全議員により、予算特別委員会を設置して審査を付託することにしております。

第5日目の一般質問の前に、総務文教常任委員会に付託いたします第15号議案、第19号議案について、委員長の審査の報告を受け、討論、採決を行います。あわせて、第22号議案と第29号議案について、討論、採決を行うことにしております。

一般質問につきましては、通告締切りを3月7日の午前9時とし、本会議第5日目の17日と第6日目の18日を行うことにしております。

24日の最終日には、予算特別委員会に付託しました各議案について、委員長の審査報告を受け、討論、採決をお願いすることにしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長をお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しております。御一読をよろしくお願いをいたします。

閉会中の主立った事柄については、別紙の一覧表として配付しております。

なお、各委員会の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いいたします。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の三谷でございます。それでは、閉会中におきます総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。

委員会を2月16日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容の報告をいたします。

最初に、病児病後保育施設の１月末利用登録者数は神崎郡３町で９７名、うち神河町は４５名で、利用実績数は全体で３３名となっています。

次に、長谷幼稚園ですが、令和元年度から休園していますが、令和４年度も入園者がいないため、引き続き休園することになりました。

次に、認定こども園構想ですが、私立保育所と幼稚園を一体化してこども園経営ができないかなどを考えてきましたが、経営面、財政面、保育士不足などの問題があるため、こども園の実施は難しい状況となりました。今後は、未就労の保護者の１号認定の３歳児を幼稚園で受ける体制を整えていきたいとのことで、保育所と幼稚園が共存することになりますが、幼稚園教育を充実させ、さらに、神河モデルをつくって幼児教育を充実させていきたいとのことでございました。委員からは、幼稚園から小学校に入学、保育園から小学校に入学、また、自主保育から小学校に入学する場合があるので、小学校の受入れ体制の充実を要望する意見がございました。

次に、GIGAスクールの取組でございますが、１１月５日以降、全小学校、中学校でタブレットを持ち帰り、家庭学習での利用を進めています。今は学校でタブレットに課題等を入れて持ち帰って利用していますが、今後は家庭でのリモート活用を進めていきたいとのことでした。なお、家庭でのWi-Fi環境を整えるため、貸出し用のモバイルWi-Fiルーターを用意しておりましたが、５件の問合せはあったものの、現時点では貸出しはしていません。

次に、保育園、それから幼稚園、小・中学校、高等学校教員等の新型コロナワクチンの接種の状況ですが、１回目、２回目の接種は１７３名が済んでおり、３回目の接種は１５３名が春休みに予定しています。また、１２歳から１５歳の児童・生徒のワクチン接種は、１月２０日時点で対象者の６５％に当たる２７０名が２回目の接種を終了しています。

次に、旧上小田小学校を活用したナレッジフリースクールですが、１１月３０日時点で９名が通学をしています。うち１名は神河町の児童でございます。

続いて、町民温水プールですが、地元と協議しながら、利用料金の見直しや利用者増に向けた取組を進めています。また、長谷地区区長会連合から、長谷地区や存続要望の署名をされた方に利用料金の見直しや利用者増についての文書を配付されて、協力を求められております。

次に、町史編さん事業ですが、発刊計画では町史を６巻で構成し、自然、地理、歴史、文化等の部門を本編、別編、それから資料編に区分し、令和６年度から順次発行する予定です。そして、令和１１年度に副読本として「わたしたちの神河町」を作成し、全戸に配布する計画になっています。なお、町史編さんにかかる総経費は約５,０００万円を見込んでいるとのことでございました。

次に、成人式ですが、令和４年は１月９日に対象者１０８名のうち８４名の参加を得て開催されています。一方、成人年齢が１８歳に引き下げられたことに伴い、来年から

の成人式の在り方は各自治体に委ねられていますが、神河町は従来どおり、開催時期、対象年齢の二十歳は変えずに、「二十歳の集い」として開催をいたします。

次に、愛瓢会の全国大会ですが、今年の6月に神河町で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて延期されております。神河町での開催時期につきましては、神河町の次期開催予定地の愛知県知立市との調整も含めて、今、検討がなされております。

次に、公民館事業ですが、神河町シニアカレッジの本年度の受講生は185名で、2月26日に芸能発表会、作品展示の後、閉講式が行われております。また、神河町文化協会事業では、1月29日から2月12日の間、第16回の文化祭で作品展示を行っております。また、3月5日には映画会で「星屑の町」の上映が予定されております。

次に、1月末の図書の蔵書数ですが、中央公民館が9,898冊、神崎公民館が1万5,001冊、きらきら館が1万1,074冊で、合計3万5,973冊となっています。また、図書システムを4月1日から更新しますが、インターネットでの図書蔵書検索画面がリニューアルされて、見やすくなるとのことでございました。

次に、神崎公民館、中央公民館のホールの座席ですが、前列の座席の背中に書類やかばんを入れる網の入れ物を取り付けてはというような、質疑というんですか、意見がございまして、検討をするとの回答でございました。

次に、給食センターですが、学校給食における食育の推進策としての地産地消による野菜の使用率は28.6%となっています。また、リクエストの多い鹿肉のカリン揚げは、猟友会から肉の無償提供を受けて、3月に2回目の提供を予定しています。

次に、給食への異物混入の状況ですが、1月末までに9件発生しており、内訳としましては、給食センターで3件、神崎フードで4件、不明が2件となっております。混入物の内容は、虫が3件、髪の毛が2件、ビニール片・繊維質が3件、食缶の金属片が1件となっております。

続いて、給食費の滞納状況ですが、過年度滞納繰越分の収納額は8万9,608円で、1月末現在の滞納世帯数は4世帯で、滞納金額は26万2,128円となっています。

次に、市川町との給食センターに係る協議でございますが、神河町の給食センターに調理委託する場合と市川町の現施設を改修する場合の経費を比較されております。また、神河町は公共施設総合管理計画で長寿命化は図らない方針なので、将来的には共同運営を基準に考えて、最終的な答えを出していくとのことでございました。

続いて、会計課ですが、1月末の現金等保管総額は51億6,211万9,996円でございます。一時借入金はなく、一時預貯金は3億円となっています。

次に、指定金融機関の事務取扱手数料でございますが、令和4年度から税抜きで年間250万円、また、5年度からは、公金の収納手数料として1件10万円、振込手数料として1件68.7円を支払う内容で、JA兵庫西と契約締結をする予定でございます。

続いて、地方自治法施行令に基づきますところの指定金融機関等の検査を2月8日に

実施しております。検査の結果、公金の収納、支払い事務、関係諸帳簿書類の保管等は適正に処理をされていたとのごことでございました。

続いて、総務課でございますが、3年度末での退職者は9名の予定でしたが、勧奨退職等の申出があり、13名となる予定でございます。一方、令和4年度の採用予定者は7名となっています。

続いて、ケーブルテレビの伝送路の障害発生の件でございますが、12月末に大川原区域で発生し、16世帯で電波が停止しました。また、2月3日、4日には、峰山高原ホテル、また、スキー場、センターハウス、社宅においてインターネット障害が発生していますが、原因及び箇所については特定ができていません。光ファイバー線の通信異常の確認作業、また、光端末機の交換を行い、現在では障害は出ていません。また、2月9日、10日に、株式会社サルードの管理下のサーバーに障害が発生し、全町的な障害が発生しましたが、再起動をして、復旧をいたしております。

次に、廃校跡地の整備活用事業でございます。旧越知谷小学校、幼稚園の跡地は、但馬米穀株式会社が越知谷スマート農業ラボ事業と越知谷キャンプアグリビレッジ事業として整備をされており、施設の名称をみどりのパークと決定され、オープニング式典を4月3日に予定をされております。旧地域交流センターの跡地は、ゲートウェイアジア合同会社が国際アカデミーとして準備を進めておられますが、新型コロナウイルス感染症の影響で実習生の入国ができない状況の中で、事業が遅れております。

次に、川上小学校の跡地は、株式会社BugMoが食用コオロギの養殖を進めておられますが、木材や半導体の不足により事業が遅れております。オープニングイベントを3月28日に予定をされております。旧大山小学校の跡地に設けた公園の名称を大山小学校跡地広場とされております。次に、旧南小田小学校の跡地は、株式会社アミューズ24が高齢者福祉施設、にょん神河として利用されており、施設の賃借料を年164万3,280円で契約しておりますが、現在の経営状況を考慮して、令和4年度から6年度までの3年間は月額3万円、年額36万円とすることで合意をされております。

次に、地域自治協議会ですが、区役員や団体長を対象に、地域自治協議会の内容や今後のスケジュールについての説明会を開催しております。また、協議会のブロックごとに協議をし、今後のスケジュール確認や各区の状況、意見、課題等について情報共有を図っておられ、令和4年度から課題を集約し、令和6年度の協議会の立ち上げに向けて協議を進めておられます。

次に、12月の特別交付税として1億1,061万円を受け入れております。また、普通交付税で臨時経済対策費の創設により再算定をしたことにより、12月に約1億5,000万円を受け入れております。そのうち、約6,700万円が臨時財政対策債償還金の前倒し分となっております。

次に、最後に税務課でございますが、クレジット収納は代理収納をヤフー株式会社に委託しておりますが、この3月末でサービスが終了になります。一方、スマートフォン決

済サービスによる納付は、令和4年4月以降に発行された個人住民税、それから固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書分から納付が可能になります。スマートフォン決済は、スマートフォンにアプリをインストールし、納付書に印字されたバーコードを読み込めば決済が完了となります。また、スマートフォン決済サービスは基本的には手数料は発生しません。現時点で利用可能な決済アプリは6種類ですが、利用者のニーズが高まれば増えていくとのことでございます。また、スマートフォン決済サービスの納付の上限額は基本的には30万円となっていますので、30万円を超える場合は、要望があれば納付書を分けて発行することも考えていくとのことでした。

続いて、滞納整理対策委員会でございますが、1月31日に4回目を開催し、各課の徴収組状況の確認、また、連携強化の取組を協議しております。なお、1月末の各課の滞納繰越状況でございます。1,000円単位で報告しますが、税務課は390件で1億1,703万6,000円、住民生活課は19件で4,505万9,000円、給食センターは4件で26万3,000円、上下水道課は156件で1,971万4,000円、情報センターは13件で22万9,000円、公立神崎総合病院は19件で190万5,000円となっております。

以上、大まかな報告をさせていただきましたが、これ以外の事項や質疑応答の内容につきましては、お手元の報告にまとめておるので、また御一読ください。

以上で総務文教常任委員会の調査活動の報告を終わります。

すみません、先ほどの指定金融機関の手数料のところ、収納手数料が1件10円のところを、何か1件10万円と報告したようでございますので、訂正方よろしく願いいたします。すみませんでした。

○議長（廣納 良幸君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いいたします。

吉岡嘉宏民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 民生福祉常任委員会委員長の吉岡です。

お手元にお配りしております民生常任委員会の結果報告に基づいて報告をします。

2月の9日に民生福祉常任委員会を開催させていただきました。2ページ開けていただいて、主な事柄についてのみ報告をさせていただきます。

まず最初に、公立神崎総合病院ですけれども、令和3年11月期の累計収支、医業収益から医業費用を引いたものは6,100万円のマイナスが計上してあるが、もしもコロナ加算がない場合、累計収支はどうなるか。今まではマイナス2億円とか3億円とかというような赤字が出ていたが、経営改善が進んでいるかどうかの目安になるのでお願いしたい。アンサーとして、持って帰って算出をするということでした。

それから、次のクエスチョン、玄関横の駐車場は障害者用の駐車場と認識しているが、健常者と思われる方が利用しており、車椅子を利用している患者が遠い駐車場まで移動するのに不便であったという苦情を聞いている。玄関横の駐車場の位置づけはどうなっているのか。アンサー、答えとしまして、あの駐車場は、障害者専用駐車場ではなくて、

歩行が困難な方のための駐車場という位置づけである。例えばペースメーカーを装着されている方とか人工透析をされる方は、見た目には分からないが、例えば透析の方は、透析後はふらふらの状態になられることもあるので、病院側で注意できない状況がある。利用者の配慮に頼るしかないですという、こういう答えでした。

続きまして、健康福祉課、3 ページ。クエスチョン、高齢者の見守りサービスとして、スマートスピーカーを用いた「ぼすくま」の実証実験をされ、テレビ電話機能は利用頻度が多く、利用者は喜ばれ、非常に有効であるという結果だが、ほかのサービスと「ぼすくま」を結びつけて利用できないか。アンサー、アンケート結果を見ると、オンライン診療、介護サービス事業所との連携等の要望がある。面積が広い神河町なので、介護サービス事業所、医療機関が媒体を使って瞬時にやり取りができ、時間が節約でき、効率が上がると考えている。

クエスチョン、ICT導入に伴う予算的な方向性は。また、「ぼすくま」には地域情報や災害情報、気象情報の通知も可能となっている。防災対策として国の補助金を活用できないか検討をしてほしい。アンサー、アプリ代として月6,000円必要になり、町単独事業で実施するのは難しい。鳥取県でICTを利用した高齢者の見守り事業で補助金の交付を受けている自治体があるので、先進事例を研究し、できるだけ安価に導入できないか検討をする。

次のクエスチョン、人生いきいき住宅助成事業が県の事業としては廃止される。令和4年度以降どうなるのか。アンサー、人生いきいき住宅助成事業は、65歳以上に補助をする一般型と、要介護・身体障害者・療育手帳をお持ちの方を対象とした特別型の2種類があり、兵庫県は一般型についてある程度の成果が出たので、今年度で事業を廃止する。そのため、町も廃止する。特別型は従来どおりに継続をするということでございました。

次のクエスチョン、神河町で安全・安心に暮らすために必要な事業だと思うので、新年度以降も一般型の要望が多ければ、事業復活に向け検討をしてほしい。アンサー、再度検討もする。また、住民へも丁寧に説明をさせていただくということでございました。

3 点目、住民生活課。主な質疑応答でございます。

クエスチョン、粗大ごみの戸別収集サービスについて、高齢者世帯と障害をお持ちの方限定で始められるが、運搬1回につき負担金2,000円は高い。高齢者、障害者のために福祉的な意味合いからも、もっと安くするとか、無料でもいいのではないか。アンサー、現在のクリーンセンターへの持込み手数料は、100キロまで500円、10キロを超えると、10キロあたり50円の処理手数料としている。それを参考に、軽トラ積載可能重量350キロを標準モデルとすれば、計算すると1,750円になる。それ以外の車両を使うと2,000円以上の計算になる場合もあるが、一律2,000円とした。他市町と比較しても決して高くはない。

クエスチョン、軽トラに積んだときに、粗大ごみの重量が少ないケースと多いケース

が出てくるが、一律2,000円に不公平感が出ると思うが、いかがなものか。アンサー、加西市の場合、直営で粗大ごみ収集サービスを行っており、市職員が出向き、粗大ごみを確認し、細かく料金設定している重量に基づき計算し、その場で負担金を受領し、領収書を発行して持って帰ることができる。しかし、神河町は株式会社川上建設に業務委託しており、料金の收受業務までお願いできないので、希望者はあらかじめ申請し、負担金を支払うが、申請時には粗大ごみの重さが把握できないので、1回2,000円とした。

続いてのクエスチョン、ごみステーションまで搬出できない高齢者と障害者世帯から始める制度だが、一般世帯からも収集してほしいと苦情が出ると思うが、その辺りはどうか。以前から福崎町は全世帯に対しこのサービスを実施している。令和10年度から新クリーンセンターが稼働予定だが、粗大ごみ収集はどのように考えているか。アンサー、一般家庭の粗大ごみ収集について、今まで民間の廃棄物処理許可業者には事業所の一般廃棄物の収集の許可しか出していなかったが、家の中まで入って収集してほしいという要望に応えるため、この春から一般家庭も許可をすることにしている。クリーンセンターが家の中まで入って収集をすると、民業圧迫の問題も出てくる。令和10年度以降は福崎町に合わせる方向になると考えている。高齢者の方、障害者の方が、物が重くて家の外に搬出できないという問題も想定はされるが、まずはスタートし、問題点が出たら改めていくという答えでございました。

次の質問、クエスチョン、特殊詐欺防止のグッズ、録音チューの配付について、神戸新聞にも掲載され、神河町の防犯に対する取組について高評価を得ている。令和4年度、全世帯配布のための予算を計上したらどうか。アンサー、特殊詐欺被害に遭いやすい高齢者世帯等を調査した結果、734世帯であり、現時点で在庫がたくさんある。区から要望があれば、高齢者世帯にかかわらず配付をしている。新年度予算で新たな購入は予定していないが、兵庫県の動向も見定めたいという答えでありました。

最後、上下水道課であります。主な質疑応答といたしまして、クエスチョン、水道について、広域連携した場合の将来シミュレーションはあるのでしょうか。アンサー、財政シミュレーションとしては、経営戦略の見直しで10年間ぐらいは料金改定はしなくてもよい見通しである。詳細は5月のこの委員会で報告をするということでございました。

最後、5ページに行きまして、広域連携の相手は市川町だが、市川町の管路の状況と、市川町の現況はどうなっているのでしょうかという問いに、アンサー、市川町は加西市に水を売っていたが、10月から加西市が県水を引くことになった。収入が大きく減ることに危機感を持ち、神河町の水道施設を廃止し、加西市に売っていた水を神河町で買ってもらえないかというオファーがあったが、水を下流から上流に送るには加圧ポンプ等様々な施設を追加する必要がある、現実的ではない。緊急管路として災害時の連絡管はつないでもいいが、今の段階では水道の連携については進捗がないという状況である。

以上で民生福祉常任委員会の開催結果とさせていただきます。これで終わります。

○議長（廣納 良幸君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

栗原廣哉産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（栗原 廣哉君） おはようございます。産業建設常任委員会委員長の栗原です。それでは、閉会中に実施しました継続調査事件についての調査を令和4年1月21日と令和4年2月4日の2回行っておりますが、最初に、令和4年1月21日に神河町役場3階委員会室で行いました産業建設常任委員会の内容を口頭で報告させていただきます。

1つ目は、再公募をかけていた観光施設であるグリーンエコ笠形の指定管理者が決定した状況等についての報告を受けております。この内容は、指定管理者更新施設として、1、神崎いこいの村グリーンエコ笠形、2、神河町グリーンエコ笠形体育施設の2つで、再公募期間が令和3年12月2日から令和3年12月28日までの間であり、現地説明会を令和3年12月14日に開催したところ、6事業者の参加があり、応募申請者は株式会社神崎フードと株式会社ドリームアウェイの2社が申請し、令和4年1月18日に指定管理者選定委員会を開催し、両施設とも株式会社ドリームアウェイが最優秀提案者となり、指定管理期間、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間ということで指定管理者に決定したとの報告を受けました。

2つ目が、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備基本計画及び実施設計業務公募型プロポーザルの実施についての説明を受けましたが、本プロポーザルの実施スケジュールの優先で、急ぎ過ぎではないか、また、地元住民に対しての説明が十分なされていないのではないかということで、説明を聞くことにとどめております。

次に、令和4年2月4日に神河町役場3階会議室におきまして実施しました産業建設常任委員会の内容の主立ったものを報告していきます。

建設課、橋梁長寿命化修繕事業の進捗状況について、令和3年度事業については以下のとおり進めております。石枕橋、根宇野区、令和4年1月13日入札で、株式会社藤原組が落札。寺ノ元橋、川上区、令和4年1月13日入札、株式会社コマドメ神河支店が落札。祇園南橋、上小田区、根宇谷橋、根宇野区、現在設計中であります。

次に、加美宍粟線柏尾地内の道路照明灯について、さか田店前交差点から株式会社黒田石油前、新寺前橋東交差点までの間の加美宍粟線歩道の照度測定を実施しました。結果、歩道側に設置されている街路灯、防犯灯の直下は必要照度の3ルクス以上ありますが、指摘がありました3か所及び歩道反対側の街路灯、防犯灯は必要照度以下という結果でした。この件について、次の質疑応答がありました。

町道で、街路灯がどれぐらいあるのか。また、全て照度調査をして、照度が足りないところは町費で改善していくのか、町の方針を教えてほしい。アンサー、柏尾については、中学校の統合により、安全策も含め合意形成を重ねてきたので、照度を測定した。通学路については統合とは関係なかったなので、中学校の統合の路線だけ確認した。町の

方針として、今のところ他の路線を見直す予定はない。

融雪剤の散布委託料で、株式会社片岡建設と有限会社三共が同じ作業期間、令和3年12月1日から令和4年3月31日であるのに対し、有限会社三共、65万円、株式会社片岡建設は6万3,000円で、約10分の1の委託料となっているが、この違いは何か。アンサー、株式会社片岡建設は県道の散布で、県との委託である。有限会社三共は直接建設業協会から町へお願いをしており、凍結防止剤を散布する際に事前パトロールをしていただいている。県と委託契約をしている株式会社片岡建設のパトロール費用は県から出ており、委託料に差がある。

次に、昨年末に県道加美宍粟線改良促進連絡協議会で、県議のほうから、坂の辻峠のトンネル化を要望した際、起点ぐらい決めておかないと、事業が前に進まないという助言があったが、起点を決めるとなると、地元の同意、地元との協議も必要であるが、どのように進めるのか。回答として、宍粟市の建設担当と協議をし、どのように進めるか調整したい。

次に、町長の選挙のマニフェストの中に、河川の立木撤去、土砂の取り除きということがあるが、現在想定している立木撤去、土砂の取り除きの箇所が決まっておれば聞かせてほしい。アンサー、地元から多くの要望があるのは、越知川、猪篠川である。立木撤去については、福本区のグラウンドの中州を昨年から3か年の予定で進めている。それ以外の立木撤去、除去については、場所は決定していないが、今、要望のある寺前橋の近辺の河川内の草木、しんこう大橋の下流の立木の除去を、それぞれ区長さん等と相談しながら決めていきたいと考えている。

地域振興課、林業の間伐が当初の計画からかなり減っているが、要因は。町森林整備については、一部間伐する予定であったが、皆伐に変更になった現場、町内の事業体2者が主に事業をしていただいていたが、けがをされ、現場が進捗できない状況もある。また、町経営管理事業については、基本的に所有者の意向に沿って事業量が確定するが、新田・作畑区で当初22ヘクタールを予定していたものを、途中、所有者から別の事業体にしてもらう、もしくは自分ですするという申出があり、事業量自体が減ったという状況である。

株式会社神崎フードはユズの加工に新規参入されるということで、JAとの協議ができているのか。また、実際に缶ジュースを製造するならラインの増設が必要だと思うが、それも今の加工場で完結しようとしているのか。アンサー、今の加工場に設置して利用するというので申請しており、JAと株式会社神崎フードで現地も確認し、協議ができている。JA所有施設の譲渡を受けて運営していくことになる。缶ジュースの製造は、JAはキンキサイン株式会社に外注していたが、今後、キンキサイン株式会社になるか、小ロットでも製造できる近隣の会社になるか、最終的には分からないが、製造ラインは外注する予定であると聞いている。

次に、ひと・まち・みらい課。子ども食堂を計画されているが、スタッフはどうされ

るのか。また、低料金（２００円程度）での食事の提供が赤字運営にならないか、運営ができるのか。アンサー、子ども食堂の運営は、リバーズランの女性スタッフ２名が行い、シングルマザー仲間との交流で、子供に栄養のある食事をさせたいというニーズがあると聞いている。最近はコロナの影響もあるので、施設で食事するのではなく、弁当の配付となっているようである。弁当は、リバーズランの女性スタッフ２名を中心に、地域のお母さん等にも協力いただき、できるだけコストを抑えて低料金で、リバーズランの運営自体に負担がかからない範囲で実施したいと聞いている。

次に、デマンド交通関係です。５路線全てを一度に移行すると言われている。まず、川上線から入られた意図について、あまり影響がないところからと言われたが、影響がないところから始めるということは、経費の削減に全然つながらない。なぜ方針を決めて、一気にやらないのか。なぜ川上線からなのか。アンサー、長谷ゾーンを含む路線が川上線なので、川上線から始めるということで、昨年、長谷地域で実証実験をし、その成果を踏まえ、どうなっていくのかを実験したい。また、他の路線に比べて比較利用されている方が少ないということで、影響が少ないという表現をさせていただいた。

クエスチョン、テスト運行の期間を決めてもらわないと、町民からの問合せに何も答えることができない。例えば、今年の８月まで運行計画のテストをして、その結果を見て、実施に向けてしっかりと動くという話もしていただかないと、無駄なバスを運行しているというだけの話にしかならないので、しっかりと計画を立ててほしいと思うが。これに対する回答は、今回については、川上線を対象に実施し、これを基本の形として４つの谷のゾーンでそれぞれ運行するのが基本の考え方である。早くて来年度秋頃から導入し、状況を見ながら実施していくことになるので、今の時点で具体的な年次計画を作成しなければならない。できるだけ早く住民の期待に応えられる制度をつくっていく。

クエスチョン、資料にデマンド運行経費について、車が９００万円、システム２,０００万円と記載してあるが、内容が分からないということである。そういう中途半端な状況で、経費の削減や費用対効果の判断はできない。アンサー、９月に予算計上の予定なので、それまでに精査をして、説明できるように準備をする。

次に、ニンジンジュース工場について。１月３１日に山田区で、株式会社ＫＴＳの工場について集落説明会があったが、事前に視察に行かれた様子、説明会での質疑等、地元の意向はどうであったか。アンサー、区長、株式会社山田営農の社長、水利の代表者、地権者の皆さんの同意をいただいて、山田区の中でも役員会を中心に進めており、特に大きな反対も出ていないという中で賛同いただいている事業である。反対されている方についても個別に説明していく必要があるので、区の役員等とも話をさせていただいている。視察は音と臭いの問題が一番の懸念材料であったが、現地はさほど気になるものではなかったと報告された。

次に、宅地開発支援事業補助金要綱は既に交付されているのか。また、令和９年３月３１日までの５年間の時限的なものにしているが、背景的なものはどうなのか。町外業

者についても、要綱の要件を満たしておれば補助対象なのか。これに対する回答として、交付はまだしていない。5年という期限付は、効果がなければ一度見直すことも必要であるということで期限を設けている。町外事業者も対象となる。

この要綱が令和4年4月1日から施行されることを業者に周知しておくべきである。要綱は公布時期が重要なので、着工時期等問題が起こらないように、最低限、町内業者については制度の周知をお願いしたい。アンサー、公布も急ぎ、商工会を通じて制度自体のPR等、早急に取り組む。

クエスチョン、若者世帯三世帯同居対応改修事業補助金について、未就学児童がおられるというのが前提だが、家の増改築で、子供が小学生、中学生で子供部屋が欲しいという要望もあると思うが、未就学児童をあえて条件とされる意図は何か。アンサー、若者世帯三世帯同居対応改修事業補助金は、新たにできた県の制度で、県と町、それぞれ3分の1補助するもので、県の条件と同様に未就学児童としている。

以上で主立った報告を終わりますが、詳細については、お手元の資料を参考にしてください。

これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） それでは、ここで私のほうから12月定例会以降、閉会中の主立った事柄について報告いたします。

12月23日、県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会要望会が姫路土木事務所と龍野土木事務所穴栗事業所で開催され、栗原廣哉産業建設常任委員長ほか委員が出席されております。坂の辻峠トンネル計画を含む県道整備の実現に向けた要望を行いました。

1月7日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、各議員が出席されております。

1月9日、神河町成人式が挙行され、澤田俊一副議長に出席していただいております。

神河中学校6期生の108名が成人を迎え、社会人として自覚を新たにされております。議会を代表して、神河町の明日を担う新成人の門出を祝い、励ましていただいております。

同じく1月9日、令和4年姫路市消防初出式が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

1月12日、第4回神河町地域再生可能エネルギー導入目標策定委員会、第5回神河町クールチョイス推進事業実行委員会が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

1月13日、第4回神河町空き家等対策協議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

1月17日、大十株式会社姫路営業所物流センター第3倉庫新築工事竣工式が挙行され、澤田俊一副議長と栗原廣哉産業建設常任委員長に出席していただいております。

1月18日、議会運営委員会研修会が神戸で開催され、議会運営委員に出席いただいております。「議会運営委員会について」と題しての講演を公聴しております。

1月24日、神河町商工会との意見交換会を実施しました。今回は、パネラーとして澤田俊一副議長、森本守雄商工会長、山名宗悟町長、法田尚己中播磨県民センター長に「神河フォーラム～神河町のウィズコロナ・アフターコロナの現状と課題、今後の展望～」と題して討論していただいて、後に参加者も交えて質問等、意見交換を行っていただいております。

1月26日、神河町ケーブルテレビネットワーク放送番組審議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

1月31日、加東市議会産業厚生常任委員会と執行部の方が空き家対策について行政視察に来庁される予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大により中止となりました。

2月3日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。付議事件につきましては、令和3年度事務組合一般会計補正予算、令和4年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

2月7日、神河町健康増進・食育推進及び自殺対策計画策定委員会が開催され、小島義次民生福祉常任委員に出席していただいております。

2月8日、令和3年度一期議員研修会が神戸で開催され、3名の一期議員に出席していただいております。「議員のための政策立案等の初歩」と題しての講演を公聴していただいております。

2月14日、ハートウォーミング自治体ウェブサミットが開催され、議会運営委員に参加していただき、京都府宇治田原町議会、同じく大山崎町議会と神河町議会で、心温まる「ハートウォーミング」な自治体運営における議会の役割をテーマに会議が行われました。

同じく2月14日、県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、令和4年度事業計画及び予算について審議し、承認されております。引き続き、県町議会議長会臨時総会が開催され、令和4年度事業計画及び予算について審議し、承認されております。

2月15日、令和3年度兵庫県監査委員協議会定例総会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員と小寺俊輔監査委員が出席され、「新地方公会計・公営企業会計の活用と監査」と題しての講演を公聴されております。

2月17日、第2回国民健康保険運営協議会が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

3月2日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、澤田俊一副議長、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。付議事件については、令和3年度事務組合一般会計補正予算を可決、令和4年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月12日に第7

0号を発行し、1月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時40分といたします。

午前10時18分休憩

午前10時40分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第4 諮問第1号

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

諮問第1号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第1号の提案理由について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。平成28年7月1日から人権擁護委員をお務めいただいています竹國民代様が、令和4年6月30日をもっての任期満了に伴い退任されます。竹國様の2期6年間にわたるこれまでの御功績に対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

竹國様の後任として今回推薦させていただきます前川修子様は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、このたび法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお聞きするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細説明につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、説明をさせていただきます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしていただく民間の方々でございます。委員の推薦及び委嘱は、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱をいたします。任期は3年でございます。神河町では4名の方に人権擁護委員をお願いしておりますが、過去に任期途中で退任された方があり、改選の時期が4人とも同じということにはなっておりません。

今回推薦をいたします前川修子様は、次のページの経歴書にもありますように、小学校の介助員や生活支援員補助員の経験がおありで、児童福祉分野において精通をされて

いる方でございます。性格も温厚で、地域住民からの信頼も厚く、かつ人権感覚について高い資質をお持ちの方でございます。よって、人権擁護委員に適任であると認め、推薦をさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

諮問第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

ここでお諮りします。諮問第1号、被推薦者、前川修子氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。前川修子氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

日程第5 第4号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、第4号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第4号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

提案の理由は、神河町の喫緊の課題であります農林業の再生を今後神河町が取り組む重要課題として位置づけを明確に示すことを目的とし、その一步目の歩みとして、地域振興課を農林政策課と課名を変更するものでございます。農林業の再生の強力な推進と併せ、課名の変更に伴い、神河町の農林業の窓口を町内外に広く発信することにもつながっていきます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第6 第5号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、第5号議案、神河町行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

国が推進するデジタル・ガバメント実行計画や自治体 D X（デジタルトランスフォーメーション）推進計画において、原則全ての自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討することとされております。本町においても、その計画の趣旨及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正を踏まえ、マイナンバーカードを保有するメリットを住民の皆様が最大限享受できるよう、オンライン手続の受付体制を整備することが必要であることから、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法により、申請、届出を行うことができるよう共通事項を定めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課の岡部でございます。それでは、第 5 号議案の詳細説明をさせていただきます。

まず、町条例の改正に至った経緯でございますが、国による自治体のデジタル化が進められる中、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を可能とするなどを目的として、令和元年 5 月 31 日に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められました。その改正を受けまして、本町におきましても法律の趣旨に基づき、所要の改正を行うものでございます。

本改正の内容といたしましては、現在書面によって行われております申請、届出等の手続を電子申請届出システムにより、インターネットを使って、申請をパソコンまたはスマートフォン上で実現するものでございます。電子申請届出システムを利用すれば、申請者は自宅や職場から手続を行うことができ、これまでのように役場の窓口に出向くことがなくなるようになります。これに伴いまして、必要となる添付書類の省略や手数料の納付を電子的に行うことができるよう、条例の改正を行うものであります。

それでは、条例の各項目につきまして御説明を申し上げます。新旧対照表、タブレットで申し上げますと 7 ページを御覧をいただきたいと思います。

まず、条例名の変更でございます。題名を「神河町行政手続等における情報通信の技

術の利用に関する条例」から「神河町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に変更をいたしております。これにつきましては、国の法律名が変更になったことを踏まえまして、町の条例も同様に変更をいたしております。

次に、条例の改正内容でございますが、大部分が法改正による細かな文言修正を反映しているものとなりますので、細かな部分につきましては説明を省略させていただきますが、新たに規定などの追加があるものにつきましては、御説明をこの後申し上げたいと思います。

まず、第1条の目的でございますが、今後のデジタル化を見据え、手続等を行うための必要となる事項を定めることにより、関係者の利便性の向上と住民生活の向上に寄与することを目的として変更をいたしております。

次に、第2条の定義でございます。本条例で用いる用語を定義した規定でございますが、その詳細が第1号から第10号まで記載をされております。そのうち、第2号の「町の機関」を「町の機関等」に変更しておりますが、その説明文の中で、指定管理者を追加規定をいたしております。

続きまして、第3条、電子情報処理組織の申請でございますが、手続のオンライン化を可能とした規定でありまして、第1項では書面によることに加え、オンライン化により行うことを可能とするための特例規定を定めております。また、第3条第5項におきましては、手数料の納付について電子納付を可能とすることを追加規定をいたしております。同じく第3条第6項につきましては、オンラインでの申請等が可能な手続のうち、その原本を確認する必要がある場合、その例外として一部の書類を紙面により提出をさせる場合の例外規定を追加をいたしております。

次に、第4条第5項につきましても、電子情報処理組織による処分通知等の手続のうち、本人確認、原本等の交付が必要な場合においては、例外として対面による処分通知を行うよう例外規定を設けております。

次に、第7条につきまして、添付書類等の省略について規定を追加したものでございます。オンラインの手続の際、当該手続に必要な住民票等の添付書類について一部省略ができるように規定をいたしております。

新旧対照表の次のページに、参考として神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を掲載をいたしております。本条例から規則に委任しているところの御確認として御覧をいただきたいと思います。

以上、第5号議案の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（廣納 良幸君） 日程第 7、第 6 号議案、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、現在、個人情報の保護において、個人情報を扱う主体により適用される法律が異なっておりますが、令和 4 年 3 月をもって行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されることとなりました。これに伴い、本町の神河町個人情報保護条例において、廃止となる 2 つの法律名を引用している箇所を削除する改正を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 8 第 7 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 8、第 7 号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 7 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業法等に関する法律の一部改正により、本年 4 月から非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び妊娠、出産の申出をした職員に対する育児休業に対する制度周知及び取得意向の確認等が義務づけられたことに伴い、改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課の岡部でございます。それでは、第 7 号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして詳細説明をさせていただきます。タブレットでいきますと 28 ページを御覧をいただきたいと思います。

この条例改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律が本年４月１日に改正されることによりまして、地方公務員につきましても、均衡の原則に基づき、同様の改正を行うものでございます。

主な改正点といたしまして御説明をさせていただきます。新旧対照表を御覧をいただきたいと思います。タブレットで申し上げますと２９ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、第１点目といたしまして、第２条第１項第３号（ア）のところでございまして、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員を削除をいたしております。つまり、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、在職１年以上という要件を廃止するものでございます。また、第１７条で、部分休業を請求できない職員を規定いたしておりますが、第１７条第１項第２号アの特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員を削除することによりまして、第２条と同じく在職期間１年以上という要件を削除、緩和いたしております。なお、部分休業という休業につきましては、１日２時間までの休業を取ることができるという制度でございます。

そして、２点目といたしまして、第２０条の妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等の新設ということでございます。これによりまして、妊娠、出産を申出をした職員に対する個別の周知、意思の確認の措置等を義務づけ、妊娠または出産したことを申し出た職員に対し、育児休業に関する制度や請求の説明と、その職員の意向を確認するための面談等の措置を講じることとしております。

第２１条では、勤務環境の整備に関する措置を新設をいたしております。これによりまして、育児休業の請求が円滑に行われるようにするために、第１号といたしまして育児休業の研修の実施、第２号といたしまして育児休業に対する相談体制の整備、第３号といたしまして育児休業に係るその他の勤務環境の整備を行うように改正をいたしてあるものでございます。

なお、施行期日につきましては、国の施行期日に合わせまして令和４年４月１日ということで予定をいたしております。

以上が詳細説明となります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第３日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第９ 第８号議案及び第９号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第９、第８号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第９号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、この２案を一括議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第8号議案及び第9号議案につきましては、関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し、改定を判断しているところであり、このたびの改正についても、人事院勧告、国家公務員の動向、兵庫県の状況、県下各市町の状況を照らし合わせ、改正を行うものでございます。

改正の内容は、令和4年度の期末手当を令和3年人事院勧告に基づき、0.15月引き下げ、年間支給月数を2.55月から2.40月に引き下げるものでございます。加えて、令和3年12月期末手当の引下げ相当額を令和4年6月の期末手当で調整するものでございます。この職員の改定に倣い、常勤の特別職の期末手当につきましても同様に引き下げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、第8号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定及び第9号議案の神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の詳細説明を申し上げます。

議員の皆さんも御承知のとおり、昨年の人事院勧告では、期末手当を0.15月の引下げ、年間支給月数を2.55月から2.4月に引き下げる内容の勧告が行われました。ところが、昨年には実施をせず、今年6月及び12月の期末手当で昨年の引下げ分と今年の引下げ分の両方を削減する内容で行う旨の通知がございましたので、町の条例を同様に改正するものでございます。

具体的な内容につきましては新旧対照表を御覧をいただきたいと思います。タブレットでは33ページとなります。第5条の期末手当の表の在職期間、6か月の欄を御覧ください。改正前が100分の220、つまり2.2月としておりますが、改正後は100分の212.5、つまり2.125月としておりまして、0.075月の削減としています。同様の改正を6月1日及び12月1日、両方とも同様の改正でございまして、年間で0.15月の引下げとなっております。

次に、議案に戻っていただきまして、タブレットでは32ページを御覧をいただきたいと思います。改正文、一番下の段の附則第2項のところでございます。令和4年6月

に支給する期末手当に関する特例措置が記載されております。これによりまして、通常であれば昨年中に引き下げるべき額、0.15月分を特例措置として今年の6月の期末手当から引き去ることを定めております。

また、9号議案の新旧対照表中、タブレットでは35ページを御覧をいただきたいと思っております。この新旧対照表では、特別職の支給月数が変わっておりますが、特別職につきましては全額期末手当に該当しますが、一般職員につきましては期末手当と勤勉手当がございますので、支給率がそれぞれ変わっております。

なお、第8号議案の神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を改正することによりまして、連動して議会議員の期末手当が改正されることとなります。また、同様に第9号議案の神河町職員の給与に関する条例を改正することによりまして、連動いたしまして技能労務職員及び会計年度任用職員の期末手当を改正することとなります。

以上が議案の詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第10 第10号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第10、第10号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第10号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、第1条では、国はコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く方々の収入を上げることを示しました。本事業においては、民間にとどまらず、各現場で働く地方公務員の処遇改善も盛り込まれたことから、職種を限定し、公立神崎総合病院及びかんざき訪問看護ステーションで勤務する職員及び幼稚園、学童保育クラブに勤務する全ての職員を対象に処遇改善を行うものでございます。

第2条では、現在、地籍課において山林の現地調査を積極的に展開する傍ら、ヒヤリ・ハット活動にも取り組み、安全対策には細心の注意を払っているところでございますが、その作業の危険性に鑑み、このたび「山の上」と書いて「さんじょう」と読みます山上等作業手当を創設するものでございます。

改正の内容、第1条では、職種により月額基準額を定め、職員の勤務時間に応じて処

遇改善手当を支給するもので、継続を前提としながら、期間を令和4年2月から9月までとして実施するものでございます。第2条では、山林の現地調査作業に従事した1日につき200円を支給するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、第10号議案の神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、詳細説明を申し上げます。

改正の理由は大きく2点ございます。1点目は、処遇改善手当の創設でございます。この改正につきましては、国の施策によるものでございまして、事業の目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、保育所等における保育士、幼稚園教諭等の処遇を改善するため、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施するとし、官民を問わず、保育園及び幼稚園、学童保育で働く職員の処遇改善をするよう通知がございました。

民間事業者には町を経由する補助金という形で、また、公立の幼稚園及び学童保育職については、町が処遇改善手当を新設し、支給することといたしております。また同様に、地域でコロナ医療など、一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師等を対象として収入を引き上げるための措置を実施するとし、公立神崎総合病院の職員の処遇を改善するための手当を新設するものでございます。

次に、具体的な内容につきましては、第1条におきまして、処遇改善手当を支給する職種及び額を定めております。神崎総合病院で勤務する職員のうち、看護師、准看護師、保健師、助産師及び看護補助者に対しまして、処遇改善手当として月額3,200円を支給、また、幼稚園、学童保育クラブに勤務する職員に月額5,500円を支給すべく改正をするものでございます。

なお、本手当につきましては、令和4年2月1日から適用し、9月末までといたしております。これにつきましては、国の処遇改善事業が令和4年2月から9月までとなっております。その後の事業につきましては、令和4年の人事院勧告の内容を踏まえまして検討をするということでございますので、10月以降の事業につきましては、国の検討状況を踏まえることとして、期限付の条例制定とさせていただきます。

次に、2点目の山上における地籍業務について、山上等作業手当を新設するものでございます。現在、地籍課におきまして、山林の現地調査を行っておりますが、神河町内の山林は急峻であり、非常に危険な現場が多くあります。おとしには滑落事故も発生したこともございました。また、地籍課職員の安全はもとより、参加されている地権者の安全にも配慮する必要や、スズメバチや血を吸うヒル、ダニなどの人体に有害な生物

も生息しており、現地調査には最大限の注意が必要となっております。安全対策には細心の注意を払っているところでございますが、作業の危険性と職員のモチベーション確保のために、このたび山上等作業手当を創設するものでございます。第2条によりまして、該当する業務と金額を定めております。山林の現地調査に従事した職員、1日につき200円を支給するものでございます。

なお、支給条件及び手当の額につきましては、国家公務員の特殊勤務手当を参考にさせていただいております。国家公務員の山上等作業手当は、林野庁、森林管理局に所属する職員が、国有林において境界標の設置箇所等を巡回して行う境界標の設置状況の調査などに従事した場合に支給されるものでございます。

以上が10号議案の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第11 第11号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第11、第11号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第11号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法が改正されましたことと、令和4年度税制改正について、令和3年12月24日に閣議決定され、それらの中で、国民健康保険の改正部分については令和4年4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。第11号議案の詳細説明を申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正など、一連の法改正がされましたことにより、国民健康保険においても、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割

額を５割軽減する措置が講じられることとなりました。また、保険料負担の公平を図る観点から、ほぼ毎年実施されていた課税限度額引上げが、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し据え置かれておりましたが、令和４年度は実施されることとなりました。この２点が主な改正内容となります。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、ペーパーでは１ページ、タブレットでは４３ページを御覧ください。第２条につきましては、第２項において、基礎課税分の課税限度額を６３万円から６５万円に、第３項において、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を１９万円から２０万円に引上げを行っております。

次に、第３条から次のページの第１３条につきましては、法律改正に合わせて、文言、引用条例等規定の整備を行っております。

次に、ペーパーでは２ページ、タブレットでは４４ページをお願いします。第２１条につきましては、法律改正に合わせた規定の整備と未就学児の均等割額の減額について規定の新設を行っております。ペーパーでは６ページ下から７ページ、タブレットでは４８ページ下から４９ページの第２１条第２項が未就学児の均等割額減額についての新設規定になります。第１号が基礎課税額分の減額規定で、第２号が後期高齢者支援金等課税額分の減額規定となっており、第１号と第２号のそれぞれアは７割軽減世帯の減額する額、イは５割軽減世帯の軽減する額、ウは２割軽減世帯の減額する額、エは一般世帯の減額する額の規定を設けております。

次の第２１条の２から最後の附則第１９項までは、法律改正に合わせた規定の整備と引用条例の規定の整備を行っております。

なお、この条例は令和４年４月１日から施行し、改正後の規定につきましては、令和４年度からの年度分に適用します。

また、新旧対照表の後に、タブレットでは５７ページに改正概要をつけさせていただきますので、参考とさせていただきます。

以上、第１１号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第３日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第１２ 第１２号議案及び第１３号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第１２、第１２号議案、神河町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件、第１３号議案、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件の２議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第１２号議案及び第１３号議案につきましては、関連がござい

ますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件及び神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、議会からの令和3年10月18日付、神河（議）第223号、神河町各種計画の策定に関する申入れ書に基づくものでございまして、町の審議会、計画策定委員会等は主に町長の諮問的な性格を持つ組織であります。それに町議会議員が参画することは政策立案の過程に参加することになり、執行機関の執行機能の一部をなすものであることから、執行機関と議決機関の機能及び権限の分立の趣旨からしますと適当ではないため、町議会議員の委嘱に関する条項を削除するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第13 第14号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第13、第14号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第14号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等、責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例第3条第2項のただし書を削除するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

それでは、第14号議案について、詳細説明をさせていただきます。タブレット63ページを御覧ください。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律につきましては、より多くの人により長く、多様な形で働く社会へ変化する中で、今後の社会、経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、年金受給の在り方の見直し等の法改正がされたところでございます。その一環としまして、生活費に充てられるべき年金が返済等に充てられることで、利用者の困窮化を招く等の指摘を踏ま

え、年金を担保として、保健、医療、介護、福祉、また生活必需品の購入などの支出のために一時的な小口融資を受けることを認めた年金担保貸付事業が廃止され、これに伴いまして、公務員共済や公務員災害補償を担保とした貸付事業も同様に廃止されることとなりました。

タブレット 64 ページの新旧対照表を御覧いただきますと、改正前では、銀行が融資を行いつらい小規模事業者や中小企業、また、個人を対象とした教育ローン等の取扱いをしております国民生活金融公庫、また沖縄振興開発金融公庫に限り、傷病補償年金等を担保とすることができる旨、ただし書で規定しておりましたが、そのような貸付事業が廃止されたことに伴いまして、ただし書を削除するものでございます。

また、経過措置としまして、附則に、この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金等を受ける権利については、条例の施行後も従前の例により担保に供することができることを付け加えております。なお、施行期日は令和 4 年 4 月 1 日からでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 14 第 15 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 14、第 15 号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 15 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。現在、小学生児童及び幼稚園児の町費負担によるバス通学を選択できる区域は、学校統合により遠距離通学となる区単位となっていますが、それ以外の地域において、住居の新築や転入等により、国が示す学校設置基準に基づく 4 キロメートルを超えるエリアから児童、園児が徒歩通学している状況となっております。これらの児童、園児については、遠距離となる通学、通園における体力面の負担や、下校時に一人になる距離が長くなるなど、防犯面での安全性が危惧されます。あわせて、その保護者などから、より安心安全な通学を確保するための要望もあり、このたび 4 キロメートルを基準に、徒歩通学区域においてもバス通学を選択できるよう見直しを行うための改正でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課の高橋でございます。詳細説明をさせていただきます。

現行の条例では、バス通学を選択できる区域を学校統合に伴い遠距離通学となる場合など、学校統合準備委員会の協議により、区単位で決めてきております。それらの区以外の徒歩通学の圏内で、住居の新築や転居などにより4キロメートルを超える住居から通学する児童、園児について、その後、保護者や地域から法的にバス通学ができるようにと要望もあり、教育委員会で通学方法について検討を重ねてきました。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。タブレットでは66ページとなります。このたびの改正としては、条例の別表内に通学方法と支給対象者が学校ごとに記されているものに、学校、幼稚園名を町内小学校、町内幼稚園とし、支給対象者をバス通学が認められた区以外に在住の、通学距離がおおむね4キロメートル以上で、バス通学が認められた児童、園児を追加しました。ここでいう通学距離が4キロメートルという基準は、文科省が示す公立小学校の適正規模、適正配置等に関する手引きの中で通学条件に示される通学距離の考え方に沿ったものです。現在、町内の小学校では、少子化による児童数の減少が登校班の構成にも影響し、一人通学となる距離が長くなったり、低学年の児童が大きなランドセルを背負って長距離を通学したりするなど、課題が出てきます。児童のより安全安心な通学を確保するため、4キロメートルを超える区から徒歩通学する児童、園児のバス通学への移行を可能とすることといたしました。

おおむね4キロメートル以上としたのは、4キロメートルでの線引きは難しく、実際の通学距離を測定し、4キロメートルの位置となる区の中で周囲の住居の集合状況を考慮し、若干の調整をし、バス通学の許可範囲を決定いたしました。それを参考資料のほうに図面をつけております。別表の備考として追加しておりまして、備考1から3により範囲を明示しました。その詳細な場所が図面としてつけております。タブレットでは70ページからあります。備考1は、神崎小学校校区の山田区内において、株式会社日本ジェット神崎工場の手前が4キロメートルの位置になり、その住居の集合状況により、4キロメートル地点から手前160メートル地点を住居が途切れる箇所に設定し、山田区852番地先から根宇野区境としました。同様に、備考2は、神崎小学校校区の福本区内において、福山方面に当たるところとなり、日本耐火原料株式会社がある手前が4キロメートル地点になります。住居の集合状況を勘案し、手前300メートル地点を住居が途切れる箇所に設定し、福本区1228番地先から東の区域としました。次に、備考3は、神崎小学校校区の貝野区内において、貝野営農センターの南側、4キロメートル地点になります。住居の集合状況を勘案し、約250メートル手前に町道栗賀・柏尾・貝野線があることから、この幹線的な町道を境として、南側の区域と設定しました。ほかに、寺前小学校区、長谷小学校区内の調査を行いました。4キロメートル以上の

区域は既にバス通学を選択できる区域になっている状況でした。

この範囲をバス通学に変更するとなりますと、来年度は児童１２名、園児２名が対象となる予定です。あくまでも、バス通学を選択し、学校長の許可を得て、徒歩からバス通学へ変更し、定期代の通学費を支給することで進めてまいります。対象となる区の登校班の調整については、学校とＰＴＡと相談して進めてまいります。

参考資料の神河町立学校通学費等の支給に関する条例施行規則、タブレットでは６８ページになります。ここでは、通学方法の決定について、このたびのバス通学の申出によることの内容を改正しています。施行については、令和４年４月から行いたいと考えております。

以上が第１５号議案の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第３日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第１５ 第１６号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第１５、第１６号議案、神河町町道路線の廃止の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第１６号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案は神河町町道路線の廃止の件でございます。道路法第１０条第３項の規定により準用される同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。町道水走り中河原線の道路改良工事が本年度末に完了することによりまして、既に認定しております町道水走り中河原線及び町道深田線、町道中河原線を廃止するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、建設課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。

それでは、第１６号議案の詳細について御説明申し上げます。タブレットでいいますと、３ページの廃止路線図及び次号の議案の認定路線図、タブレットでいいますと６ページを見比べていただけたら分かりやすいかと思います。

本議案は、町長からの提案説明にもございましたが、平成１９年度より事業を進めてまいりました町道水走り中河原線の道路改良工事が本年度末をもって完成し、４月より供用すべく手続を現在進めております。供用を開始するに当たり、既に町道認定をして

おります路線番号26003番、町道中河原線は新たに認定する路線と重複するため、道路法第10条第1項の規定により廃止するものでございます。また、既に町道認定しております路線番号23004番、町道水走り中河原線はルート及び終点の変更、路線番号23007番、深田線は起点変更が伴いますので、道路法第10条第2項の規定により廃止するものでございます。

以上が詳細説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日以降に行いますので、御了承願います。

日程第16 第17号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第16、第17号議案、神河町町道路線の認定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第17号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案は神河町町道路線の認定の件でございまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。第16号議案で御説明いたしました町道水走り中河原線の道路改良工事が完了することに伴いまして、新たに町道水走り中河原線及び町道深田線を町道に認定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、建設課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課の野崎でございます。

それでは、第17号議案の詳細について御説明申し上げます。まず、タブレットでいいますと、5ページの路線調書と及び6ページの路線図を御覧ください。

本議案は、町道水走り中河原線の供用開始に当たり、道路法第8条第1項の規定によりまして、路線番号23004番、路線名、町道水走り中河原線、延長663.6メートルと、路線番号23007番、路線名、町道深田線、延長190.0メートルを町道として認定するものでございます。なお、道路種別につきましては、議決後、町道管理規則第2条の指定基準に基づきまして、決定したいと考えております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第17 第18号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 17、第 18 号議案、センター長谷証明窓口業務の委託契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 18 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案はセンター長谷証明窓口業務の委託契約の件でございます。本議案は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 34 条第 3 項の規定により、地方公共団体の公共サービス業務について民間事業者と委託契約締結する場合、あらかじめ議会の議決を得ることとされていることを受け、提案するものでございます。

今回、センター長谷証明窓口業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、官民競争入札を実施しましたところ、民間事業者の参加は株式会社長谷、1 社のみでした。そして、去る 2 月 14 日に、神河町官民競争入札等管理委員会において総合評価をしていただいた結果、株式会社長谷が落札者となりましたので、その契約に関して提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、第 18 号議案の詳細説明を申し上げます。

センター長谷証明窓口業務の委託につきましては、平成 22 年 10 月に初めて官民競争入札を行い、株式会社長谷に業務委託を行い、これまで 4 期 11 年半の委託契約を行ってまいりました。そして、本年 3 月 31 日で契約が満了することになるため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきまして、官民競争入札により業者選定をさせていただきました。

具体的な取組経過を御説明させていただきます。官民競争入札を行うに当たりまして、神河町官民競争入札等管理委員会設置条例に基づき、10 名の委員を委嘱し、神河町官民競争入札等管理委員会を開催をいたしました。そして、第 1 回管理委員会を 1 月 28 日に開催をし、入札実施要綱等について御審議をいただき、募集を行うことといたしました。そして、要綱に基づきまして、2 月 3 日にセンター長谷において現地説明会を開催し、2 月 10 日までに提案書を受け付けることといたしました。その結果、神河町役場住民生活課と株式会社長谷の 2 社の応募がございました。そして、2 月 14 日に第 2 回管理委員会を開催し、価格と業務を評価する総合評価により、落札業者を選定をしていただきました。総合評価方式は、価格に対する評価と業務に対する評価の合計点とし、役場住民生活課の評価点を 350 点、株式会社長谷の評価点を 479 点として、管理委員会として、株式会社長谷を落札業者として選定をしていただきました。なお、株式会

社長谷につきましては、これまで委託をしておりました１１年半の間、特に問題もなく、適正に取り組んでいただいておりますことを御報告し、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第３日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第１８ 第１９号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第１８、第１９号議案、令和３年度神河町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第１９号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案は、令和３年度神河町一般会計補正予算（第８号）でございまして、補正予算（第７号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容につきましては、繰越明許費として５事業を繰越予定、地方債の補正として、臨時財政対策債ほか６事業の限度額を補正、そして、歳入歳出とも各事業の事業費確定見込み、国の経済対策補正に対応するための補正でございます。

その主なものは、歳入では、決算見込みによる町税の増額、地方交付税において、国の補正予算に関連し、法の一部改正に伴う普通交付税の増額、国の補正、事業費の精算による社会保障・税番号システム整備費補助金の増減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の精算減額、県知事、衆議院総選挙費委託金の精算減額、神河まち・ひと・しごと創生寄附金の増額、国の補正に対応する地籍事業補助金の増額、国の補正に対応する保育士等処遇改善臨時特例交付金の増額。

基金の繰入金では、公共施設維持管理基金をはじめ、事業費確定見込みによる減額。

続いて、歳出では、県随伴事業地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行支援事業の増額、県版地域おこし協力隊、地域再生協働員事業の増額、児童手当支給事業の減額、過疎債による医療機器購入の減額に伴う病院事業会計出資金の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増額、中播北部クリーンセンター、中播衛生事務組合負担金の精算減額、道路橋りょう維持改良事業の事業確定見込みによる減額、非常備消防団退職報償金の減額、そして、今回の補正における財源調整としての財政調整基金をはじめ、公共施設維持管理基金、森林環境譲与税基金の積立金を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，７９０万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８７億７，４２１万６，０００円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきまして、総務課財政特命参事か

ら御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 町長の提案説明の途中ですが、詳細説明に入る前に、中途半端になりますので、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を１３時ちょうどいたします。

午前 １１時 ５３分休憩

午後 １時 ００分再開

○議長（廣納 良幸君） 休憩を解き、会議を再開します。

第１９号議案の詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。アクリル板がありますので、マスクを外させていただきます。

それでは、第１９号議案の詳細説明をいたします。まず、６ページのほう、タブレットは７ページになります。お願いします。

第２表の繰越明許費をお聞きください。２款総務費、１項総務管理費、総合行政用コンピューター運営事業４１４万７,０００円で、国の令和３年度補正対応事業、マイナンバーカード所有者の転出転入ワンストップ化事業で予算を翌年度へ繰り越しし、執行するものでございます。

続いて、３款民生費、１項社会福祉費、非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業２,０２２万８,０００円で、国の令和３年度補正対応事業でございまして、申請受付期間が令和４年９月３０日までとなっております。一部予算を翌年度へ繰越しをし、執行をするものでございます。

続いて、５款農林水産業費、１項農業費、農村地域防災減災事業、１,０５０万円で宮野大池のため池廃止に伴うものでございまして、仮設道路の路線測量に係る経費で、ルート変更等により、地元及び地権者、森林研究整備機構との調整に不測の時間を要し、作業の着手が遅れたことと併せまして、今年度の積雪により年度内の執行が困難になりました。したがって、予算を翌年度へ繰り越しするものであります。

６項地籍調査費、地籍調査事業８,５４１万４,０００円で、国の補正の追加配分によるものでございます。町営事業分を翌年度へ繰越しをし、執行するものでございます。

続いて、７款土木費、２項道路橋りょう費、道路メンテナンス事業でございます。８,６５２万４,０００円で、仮設足場の設置等によりまして、一部工事が年度内に完了することが困難になりました。したがって、予算を翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、７ページ、タブレットは８ページになります。お願いをいたします。第３表、１、地方債の補正でございまして、事業費の確定見込みに伴う補正などでございます。１、臨時財政対策債で、６,７０９万８,０００円を減額いたしまして、限度額を１億７,７７８万６,０００円とするものでございます。これにつきましては、国の補正予算

に関連しまして、地方交付税法及び特別会計に関する法律が一部改正をされました。令和３年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、本年度に限りまして臨時財政対策債償還基金費が創設をされたところでございます。これによりまして、発行可能額の２７．４％、額にしまして６,７０９万８,０００円が普通交付で措置されたことによりまして、発行可能額から交付税措置額６,７０９万８,０００円を減額するものでございます。

続いて、５、庁舎整備事業でございます。非常用自家発電の更新の設計業務委託料でございまして、事業費の確定によりまして１２０万円を減額いたします。限度額を５４０万円とするものでございます。緊急防災・減災事業債でございます。

続いて、６、病院機器整備事業でございます。高圧蒸気滅菌器等の医療機器の購入が不要となりまして、４５０万円を減額いたします。限度額を１,２５０万円とするものでございます。起債の種類は過疎債の充当でございます。

続いて、８、観光施設整備事業でございます。峰山高原施設内の道路整備事業でございまして、事業費の確定によりまして６０万円を減額いたしまして、限度額を１,４４０万円とするものでございます。過疎債でございます。

１０、道路整備事業で、事業費の確定によりまして、２,０２０万円の減額でございます。限度額を１億４,３９０万円とするものでございます。内訳としましては、辺地債が４００万円の減、過疎債が１,６２０万円の減でございます。路線等の内訳につきましては、３１ページ、別添資料のほうを御参照いただきたいと思います。

続きまして、１２、河川水位計、監視情報システム整備事業でございます。河川水位計、監視情報システム整備事業で事業費の確定によりまして、１８０万円を減額いたします。限度額を１,４８０万円とするものでございます。地方債の種類は緊急防災・減災事業債でございます。

続きまして、１３、消防施設整備事業でございます。この事業につきましては、杉地内で設置をしております防火水槽の設置工事の事業費確定によるものでございます。１３０万円を減額いたします。限度額を２,７１０万円とするものでございます。起債の種類は緊急防災・減災事業債でございます。

以上、これらによりまして、補正後の限度額の総額でございますが、５億５,９５８万６,０００円でございます。なお、３１ページ、タブレットのほうは３２ページになりますが、別添資料をつけておりますので、御確認のほうをお願いをしたいと思います。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。１１ページのほうをお願いいたします。タブレットは１２ページでございます。タブレットのほうにつきましては、以降、１ページずつずれておりますので、よろしくをお願いいたします。

２、歳入、１款町税、１項町民税、１目個人町民税は、現年課税分が３,３７５万円の増額でございます。コロナの影響で大きく所得が減ると見込んでおりましたが、例年並みの決算見込みとなりました。営業所得、譲渡所得については、例年より増加をしてお

ります。2目法人町民税は現年課税分、1,395万6,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、売上げの大幅な減少ということが要因でございます。

2項固定資産税でございます。現年課税分1,519万5,000円の増額でございます。関西電力の設備更新等の償却資産が見込み以上に増えたことによるものでございます。

続いて、11款の地方交付税でございます。普通交付税につきましては、1億5,282万9,000円の増額でございます。国の補正予算に関連しまして、地方交付税法及び特別会計に関する法律が一部改正されたことによるものでございます。増額の要因は3点でございます。まず1点目が、国の補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、令和3年度に限り、臨時財政対策費が創設されたことによるものでございまして、額が8,255万4,000円の増額でございます。2点目でございます。先ほど地方債補正のほうで御説明もしましたが、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するために、本年度に限り、臨時財政対策債償還基金費が創設されたところでございます。額につきましては、6,709万8,000円の増額でございます。最後、3点目でございます。同様に調整額のほうの復活によるもので、317万7,000円の増額でございます。これらを合わせまして、1億5,282万9,000円の増額でございます。これによりまして、普通交付税の総額につきましては、30億7,375万5,000円でございます。

続きまして、13款分担金及び負担金、1項分担金、2目農業費分担金でございます。林業費の分担金50万円の減額でございます。受益者負担の伴う林道補修などの工事費を予算措置をしておりましたが、今年度につきましては要望がございませんでしたので、減額をさせていただくものでございます。

続いて、2項負担金、1目民生費負担金でございます。児童福祉費負担金73万9,000円の増額で、保育所運営費負担金で寺前保育所分が54万3,000円の増額、神崎保育園分が19万6,000円の増額でございます。共に見込みにより、所得階層区分が高かったため、保育料の増額となっております。老人福祉負担金は老人福祉施設入居者費用徴収金でございます。14万5,000円の減額でございます。新規の入所者見込みの減によるものでございます。

続きまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。私立保育所運営費負担金420万8,000円の減額で、私立保育所運営費委託料の減及び私立施設型給付費負担金の増額に伴うものでございます。障害者自立支援給付費等負担金は41万9,000円の増額でございます。各種障害者サービスの利用回数の増加見込みによるものでございます。児童手当交付金です。416万2,000円の減額でございます。支給対象の児童数の減によるものでございます。続いて、12ページ、タブレットは13ページになります。介護保険低所得者保険料軽減負担金は10万4,0

00円の減額でございます。

続いて、2目の衛生費国庫負担金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金620万3,000円の増額で、これにつきましては、3回目のワクチン接種の前倒しによる接種委託料の増額に伴うものでございます。

続いて、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は社会保障・税番号システム整備費補助金でございまして、193万5,000円の減額でございます。その内訳は、マイナンバーカード所有者の転出転入手続ワンストップ化事業358万円の増額、情報提供用個人識別符号取得事業が123万2,000円の減額、これにつきましては、令和4年度の当初のほうに計上することとしております。健康管理システム関係の事業で428万3,000円の減額でございます。続いて、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。869万4,000円の減額でございまして、事業費の確定見込みによるものでございます。補正後の交付金額につきましては、1億760万5,000円でございます。

続いて、2目民生費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金、2万8,000円の増額でございます。人生いきいき住宅事業の増額に伴うものでございます。保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、157万9,000円の増額でございまして、国が進めております人づくり革命の一環のものでございまして、国の令和3年度補正予算に対応したものでございます。保育士や幼稚園教諭等を対象に、新型コロナウイルス感染症と少子高齢化への対応の重なる最前線で働く職場の処遇改善、賃上げ効果を図ることを目的としたものでございます。補助率は10分の10で、内訳は保育所91万9,000円、学童10万円、幼稚園26万円、そして、実施に係ります円滑化事業分としまして30万円の増額でございます。続いて、地域介護・福祉空間整備等推進交付金につきましては、97万8,000円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。

続いて、3目衛生費国庫補助金は、緊急風疹抗体検査等事業補助金58万8,000円の減額で、事業費確定によるものでございます。循環型社会形成推進交付金は15万4,000円の減額でございまして、実績の見込みによるものでございます。

続いて、4目の土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金、若者世帯住宅取得支援事業、144万9,000円の減額でございます。社会資本整備総合交付金、ひょうご住まいの耐震化促進事業75万円の減額でございまして、共に実績の見込みによるものでございます。

続いて、5目教育費国庫補助金は、小・中学校のGIGAスクールサポーター配置支援事業で補助金35万4,000円の増額でございます。会計年度任用職員の報酬が補助対象となったことに伴いまして、増額をするものでございます。

続いて、13ページ、タブレットは14ページになります。お願いをいたします。16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は259万5,000円の減額で、国

庫負担金で御説明をしたとおりでございます。

続いて、2項県補助金、2目民生費県補助金は、人生いきいき住宅事業補助金134万8,000円の減額でございまして、申請件数の減によるものでございます。子ども・子育て支援交付金は、26万2,000円の増額でございます。保育所延長保育事業で短期時間認定児の延長保育利用者の増加によるものでございます。

続いて、4目農林業費県補助金でございます。地籍調査事業補助金6,139万5,000円の増額でございまして、国の補正に伴う追加配分によるものでございます。続いて、多面的機能支払交付金91万2,000円の減額は実績見込みによるものでございます。鳥獣被害防止総合対策事業補助金182万9,000円の減額でございまして、事業費の確定見込みによるものでございます。農村地域防災減災事業補助金361万円の減額は、ため池の定期点検委託料、ため池廃止工事実施設計など、委託料の事業費確定見込みによるものでございます。新規就農者早期経営安定事業補助金は36万2,000円の増額でございます。事業費確定見込みによるものでございます。強い農業・担い手づくり総合支援交付金、216万円の減額でございまして、事業採択要件を満たすことができず、補助金の不採択になったことによるものでございます。

林業費の補助金は緊急防災林整備事業補助金706万5,000円の減額でございまして、間伐斜面对策等の補助金支払い対象面積が減ったことによるものでございます。

続いて、6目土木費県補助金でございます。ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金、60万円の減額でございまして、国庫補助金で御説明を申し上げたとおりでございます。

7目教育費県補助金、小学校体験活動事業補助金21万9,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。中学校部活動指導員配置事業補助金は25万3,000円の減額でございまして、新型コロナによる緊急事態宣言等によりまして、部活動等の休止が増えたための減額でございます。

続いて、3項県委託金、1目総務費県委託金は957万5,000円の減額で、県知事選挙、衆議院議員総選挙費の事業費精算によるものでございます。

続いて、14ページ、タブレットは15ページになります。地域再生協働員設置業務委託金は5万5,000円の増額でございます。この事業は県版の地域づくり協力隊というもので、「まちの灯り」に隊員を配置予定ということでございます。補助率につきましては4分の3となっております。

続いて、4目農林業費県委託金で、地籍調査事業委託金15万9,000円の減額でございます。事業費の確定見込みによるものでございます。ナラ枯れ防除事業委託金、201万9,000円の減額でございまして、被害面積が少なかったことによる減額でございます。

6目土木費県委託金は土地利用規制等対策交付金ということで、6,000円の増額でございます。交付内示によるものでございます。

7目教育費県委託金はひょうごがんばり学びタイム事業委託金24万6,000円の減

額で、事業費の確定によるものでございます。事業の内容につきましては、外国語の教育の支援というところでございます。

続いて、18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金でございます。神河まち・ひと・しごと創生寄附金100万円の増額でございまして、100万円につきましては木造インターンシップ事業に充当をいたしてございます。

19款繰入金、2項基金繰入金は、公共施設維持管理基金は200万円の減額、まちづくり基金繰入金は550万円の減額、森林環境譲与税基金繰入金は835万6,000円の減額、ケーブルテレビネットワーク施設維持基金につきましては420万円の減額で、それぞれ充当をいたしておりました事業の確定によるものでございます。

続いて、15ページ、タブレットは16ページになります。21款諸収入、雑入でございます。環境対策育林事業受入金79万2,000円の減額でございまして、森林管理100%推進事業で、事業費の確定見込みによるものでございます。消防団員の退職報償金は511万2,000円の減額でございます。自主公演の鑑賞料につきましては、50万1,000円の減額で、これにつきましても、コロナ対策により利用制限等を設けたところの中で減額となつてございます。それから、小学校自然学校負担金26万4,000円の減額でございまして、実施の日数がコロナの影響もありまして短縮になったことに伴うものでございます。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金22万1,000円の減額、再生可能エネルギー導入戦略策定事業補助金、116万8,000円の減額でございます。それぞれ事業費の確定によるものでございます。多面的広域化事務局人件費負担金につきましては、29万4,000円の増額でございまして、事業費の精算によるものでございます。神崎フード施設整備工事費負担金は154万5,000円の減額でございまして、事業費の確定によるものでございます。負担金につきましては、2分の1を負担をしていただいております。

22款の町債につきましては、第3表の地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、16ページ、タブレットにつきましては17ページをお願いします。まず、人件費などにつきましては、補正7号以降の変更に伴うもので、退職手当組合の特別負担金、それから保育士等の処遇改善臨時特例交付金事業による処遇改善手当、また、選挙関係による人件費の精算等の補正を行ってございます。

ここで、28ページのほうの給与費明細書のほう、1、一般職の総括表のほうをお開きをください。区分比較欄で、外書き両括弧上段は再任用、短時間勤務職員でございます。一般職の合計で、職員手当につきましては128万4,000円の減額でございまして、合計につきましては128万4,000円の減額補正でございます。

16ページ、タブレット17ページのほうに、申し訳ありません、お戻りいただきたいと思います。そうしましたら、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費915万3,000円の減額でございまして、職員退職手当組合特別負担金203万9,000円

の増額、庁舎ネットワーク事業でネットワーク設定作業委託料が100万円の減額、総合行政用のコンピューターの運営事業として919万2,000円の減額、それから区長会の行政事務事業で、コロナの影響により視察研修等を予定されておりましたが、中止になったことによる100万円の減額補正でございます。

続きまして、4目財産管理費は、マイクロバスの運行・管理委託料が146万7,000円の減額でございまして、これもコロナ等の影響によりまして、使用回数が減ったことによるものでございます。それから、非常用の自家発電更新の設計業務委託料で、事業費の確定によりまして127万6,000円を減額、そして、支庁舎の床の修繕工事につきまして、事業費の確定見込みにより155万の減額補正をいたします。それから、普通交付税等の増額等によりまして、財政調整基金の積立金を1億2,817万3,000円増額、補正後の残高見込みにつきましては15億77万4,000円、それから、公共施設維持管理基金積立金は6,400万円の増額でございまして、補正後の残高見込みにつきましては、3億77万5,000円でございます。

続いて、5目交通対策費でございます。地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行支援事業補助金、34万3,000円の増額でございます。これにつきましては、県の事業でございまして、内容につきましては、バスの事業者において、車内密度を上げないように配慮した運行の取組を支援するものでございます。県に随伴補助をするものでございまして、負担割合につきましては、県が4分の1、町が4分の1、事業者が2分の1でございます。

続いて、6目企画費、大学連携地域活性化事業委託料は80万円の減額でございます。当初、大学4校との連携を予定しておりましたが、コロナ等の影響によりまして、2校の連携事業ができませんでした。地域再生協働員業務委託料は5万5,000円の増額でございます。地域再生協働員設置業務負担金1万4,000円の増額で、県版の地域づくり協力隊で「まちの灯り」に隊員配置の予定でございます。地域おこし協力隊起業家支援補助金は100万円の減額でございます。1名の予算を措置しておりましたが、申請がございませんでした。続いて、銀の馬車道交流館運営協議会施設整備補助金につきましては、43万円の増額で、中播磨県民センター銀の馬車道魅力アップ事業整備助成金を活用してするものでございまして、負担割合が、県が2分の1、町が2分の1で支援をしていくものでございます。

7目CATV管理運営費でございます。450万2,000円の減額でございまして、局舎の空調整備の更新業務の設計をしておりましたが、事業費の確定見込みにより減額をするものでございます。続いて、17ページ、タブレットは18ページになります。8目諸費、廃校小学校跡地整備工事費90万円の減額は、大山小学校跡地公園整備附帯工事の確定によるものでございます。8目諸費、過年度補助金返還金2,072万9,000円の増額でございまして、実績報告によるものでございます。

4項選挙費は、衆議院議員総選挙費820万3,000円の減額、県知事選挙費348

万9,000円の減額、町長選挙費559万4,000円の減額で、精算によるものでございます。

続いて、19ページ、タブレットは20ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。人生いきいき住宅助成事業において、相談件数の減により、相談員の謝礼を6万円減額いたします。申請件数の減等により、住宅改修等助成金を269万5,000円減額するものでございます。介護保険事業特別会計繰出金は542万1,000円の減額でございます。介護保険事業及び低所得者軽減負担金の減額によるものでございます。2目老人福祉費、地域介護・福祉空間整備費補助金は97万8,000円の減額でございます。事業費確定によるものでございます。老人保護措置費、102万8,000円の減額でございます。養護老人ホームの入所見込み者の減によるものでございます。3目心身障害者福祉費、扶助費は83万9,000円の増額でございます。障害者介護給付費等の実績見込みによるものでございます。

続いて、20ページ、タブレットは21ページになります。お願いをいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、縁結び事業委託料が50万円の減額でございます。これもコロナの影響によりまして、イベント等を計画しておりましたが、実施が困難になったことによるものでございます。それから、こどもを健やかに生み育てる支援金は10万円の増額でございます。出生が12件から14件に増え、12歳の到達分が転出により、24件から23件に減ってございます。減になってございます。

それから、2目児童措置費、児童手当500万円の減額でございます。給付対象児童数の減によるものでございます。続いて、3目保育所費は保育所運営費356万1,000円の減額、延長保育、私立施設型給付負担金等を合わせまして、182万2,000円の増額でございます。処遇改善臨時特例事業補助金は91万9,000円の増額でございます。これにつきましては、歳入のほうで御説明を申し上げたとおりでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、公立神崎総合病院事業会計出資金で、医療機器の購入の減により450万円の減額でございます。

続いて、2目健康づくり対策費でございます。風疹抗体検査等予防接種受検者が減りまして、375万円を減額、事業費の確定見込みにより、健康増進・食育推進計画策定業務支援委託料180万3,000円を減額、3回目のワクチン接種の前倒しによりまして、新型コロナウイルスワクチン接種委託料620万3,000円の増額。ワクチン不足等によりまして、予防接種者が減りまして、任意インフルエンザ予防接種助成金を476万3,000円の減額をいたします。

3目母子衛生費、妊婦健診委託料150万円、特定不妊治療助成金70万円の減額でございます。件数の減によるものでございます。

2項環境衛生費でございます。地球温暖化対策推進業務委託料24万1,000円の減額、再生可能エネルギー導入戦略策定支援業務委託料81万3,000円の減額、SDGs啓発活動業務委託料97万9,000円の減額で、それぞれ事業費の減によるものでござ

ざいます。

続いて、21ページ、タブレットは22ページになります。中播北部行政事務組合負担金、火葬場でございますが、138万5,000円の減額でございまして、施設の修繕工事が減額になったことに伴うものでございます。

3項清掃費、1目ごみ処理費、中播北部行政事務組合負担金、クリーンセンターでございますが、3,259万2,000円の減額でございまして、清掃運搬車の購入の減や、次期ごみ処理施設に係る測量、環境調査等の経費減に伴うものでございます。

2目し尿処理費、中播衛生事務組合負担金1,158万4,000円の減額でございまして、投入量の減等による決算見込みでございます。浄化槽修繕費243万9,000円の減額、浄化槽設置補助金259万円の減額、ともに実績見込みによるものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。兵庫西農業まつり補助金10万円の減額は、コロナによりまして開催が中止になったことによるものでございます。農業機械施設整備支援事業補助金46万5,000円の減額は、補助金対象経費の確定によるものでございます。続いて、多面的機能支払交付金303万3,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。町内の35組織の広域組織加入を想定をいたしておりましたが、26組織となりました。9組織につきましては、未加入となつてございます。シカ緊急捕獲拡大事業負担金92万5,000円の増額でございまして、実施隊編成支援で負担額の確定によるものでございます。鳥獣被害防止対策協議会補助金36万2,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。神河町農林業後継者育成支援事業補助金26万3,000円の増額は、申請件数が増えたことによるものです。シカ肉加工支援事業10万円、シカ捕獲専任班支援事業補助金412万6,000円は、実績見込みにより減額するものでございます。交流促進事業補助金は5万円の減額でございまして、これもコロナの影響により、根宇野のユズ生産森林組合のユズオーナーの募集が中止になったことによるものでございます。強い農業・担い手づくり総合支援補助金は216万円の減額でございまして、補助金の不採択によるものでございます。

4目農地費は500万円の減額でございまして、農村地域防災事業で、ため池定期点検の委託料、ため池廃止工事の実施設計等の委託料の事業費確定見込みによるものでございます。

5目農業施設管理費358万4,000円の減額でございまして、神河町フードセンター施設の改修工事請負費で、事業費の確定見込みによるものです。

6目の地籍調査費につきましては、8,501万8,000円の増額でございまして、歳入のほうで御説明をしたとおりでございます。

続いて、22ページ、タブレットは23ページをお願いいたします。2目林業振興費でございます。2,411万5,000円の減額でございまして、歳入の林業費補助金でも御説明しましたが、森林管理100%推進事業、森林環境譲与税事業、県民緑税活用

事業などにおける事業費の確定見込みでございます。

続いて、23ページ、タブレットは24ページになります。6款商工費、1目商工振興費でございます。428万4,000円の減額でございますして、地方創生臨時交付金事業で行いました休業要請事業者経営継続支援金事業の事業費確定見込みによるものでございます。

2目観光振興費363万円の減額でございますして、観光施設等の事業費確定見込みによるものでございます。

続いて、24ページ、タブレットは25ページになります。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費につきましては、2,260万円の減額でございますして、事業費の精査によるものでございます。

2目道路橋梁新設改良費は道路メンテナンス事業でございますして、委託料492万4,000円を減額、工事請負費492万4,000円を増額で、事業費の精査によるものでございます。

3項河川費は、210万6,000円の減額でございます。河川水位計監視情報システム整備費で事業費の確定見込みによるものでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費は、若者世帯住宅取得支援補助金630万円の減額、ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金150万円の減額で、事業費確定見込みによるものでございます。

2目の住宅建設費につきましては、IT事業所・コワーキングスペース開設支援事業補助金325万円の減額で、申請を予定しておりました事業者が申請を見送りをするということになりまして、減額をするものでございます。

8款消防費、2目非常備消防費、697万7,000円の減額でございますして、団員報酬、退職金等の減額、大会関係の中止等によるものの減額でございます。

続きまして、25ページ、タブレットは26ページになります。3目消防施設費は138万3,000円の減額でございますして、歳入のほうでも御説明しましたが、杉地内の防火水槽設置工事の事業費確定によるものでございます。

9款の教育費、2項小学校費は、光熱水費等経常経費が40万円の増額、自然学校に係る経費が72万6,000円、ひょうごがんばり学びタイム事業が24万5,000円の減額でございます。

3項中学校費は180万8,000円の減額でございますして、学校行事、各種部活スポーツ大会の中止による自動車借り上げ料の減額と、それから部活活動指導員の配置事業の減額計上でございます。

幼稚園費につきましては、処遇改善の交付金事業でそれぞれ、期末勤勉手当で12万1,000円の減と処遇改善手当が12万1,000円の増で、あわせまして増額のほうはございません。

続いて、26ページ、タブレットは27ページになります。社会教育総務費のところ

ですが、説明等には空欄になってます、10万円の一般財源から特定財源のほうに10万円の振り替えという形になってございます。先ほど申し上げました処遇改善関係の学童に係る部分でございます。

6項の保健体育費は、温水プールの電気代が173万7,000円の増額でございます。学校給食関係は、システム更新等の455万5,000円の減額計上となっております。

27ページから30ページ、タブレットにつきましては28ページから31ページ、これは給与費明細書でございます。

31ページ、タブレットは32ページ、地方債に係る別添資料でございます。御確認をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第19 第20号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第19、第20号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、国民健康保険税決算見込みによる増額、県支出金の普通交付金、特別交付金の確定見込みによる増額が主なものでございます。

歳出では、決算見込みによる一般被保険者療養給付費等の増額、決算見込みによる財政調整基金積立金の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,277万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,701万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。詳細説明をさせていただきます。

では、事項別明細書、ペーパーは4ページ、タブレットのほうは38ページをお願いいたします。

まず歳入で、1款国民健康保険税ですが、決算見込みによる補正です。新型コロナの影響により、被保険者の所得が下がることを想定して、今年度の国保税の歳入は昨年度より減額で見積もっていましたが、コロナ対策の支援金給付で個人事業主の収入が一定確保されたことにより、全体としては増額となっております。

内訳は、一般被保険者の現年課税分が617万9,000円の増額、滞納繰越分が54万円の減額、退職被保険者の滞納繰越分が12万3,000円の減額でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金は、普通交付金が療養給付費の伸びに伴い573万8,000円の増額、特別交付金が補助対象事業の実績により68万6,000円の増額です。

8款1項1目延滞金は、決算見込みにより一般被保険者分が77万7,000円の増額、退職被保険者分が1万2,000円の増額です。

8款2項2目返納金は、被保険者資格を喪失されているにもかかわらず、国保で診療され、かかった医療費の返納金でございまして、精算により4万9,000円の増額です。

次に、ペーパーで5ページ、タブレットは39ページになります。歳出を御覧ください。1款2項1目賦課徴収費は、税制改正に伴うシステム改修が保守の範囲で対応可能となったため、105万6,000円減額するものです。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費は、12月の議会でも増額補正をさせていただきましたが、12月診療に係る療養給付費が想定以上に伸びておりまして、554万4,000円の増額でございます。

5目審査支払い手数料も、今年度の推移から19万4,000円の増額、6項1目の精神結核医療付加金も、同様に5万円の増額でございます。

5款1項1目財政調整基金積立金は、今回の補正により歳入が歳出を上回る分を基金へ積み立てするため、765万1,000円の増額です。

6款1項2目県支出金返納金は、概算払いを受けていた特定健康診査等負担金が、実績による精算により返還の必要がありますので、34万5,000円の増額、また、保険給付費等交付金償還金は、歳入でもありました国保の資格喪失者分の医療費の県への償還金で、5万円の増額でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第20 第21号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第20、第21号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 1 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）でございまして、補正予算（第 3 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では保険料の決算見込みによる増額、歳出では保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 6 5 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9, 6 0 4 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 2 1 第 2 2 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 2 1、第 2 2 号議案、令和 3 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございまして、第 3 号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正をしております。

補正の内容は、歳入では、介護保険料確定見込みによる増額、調整交付金確定見込みによる増額、サービス給付費等諸費及び地域支援事業費減に伴う国・県支払基金の負担金及び補助金並びに交付金の減額と、介護基金繰入金の減額が主なものでございます。

歳出では、決算見込みによる介護サービス給付費等諸費の減額、決算見込みによる地域支援事業費の減額、介護サービス給付費等諸費の減額に伴う介護給付費準備基金積立金の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 9 1 2 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 億 8, 3 8 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 2 2 第 2 3 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 2 2、第 2 3 号議案、令和 3 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）でございまして、第 2 号補正以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、1 点目に新型コロナウイルス感染症対策事業の国庫補助金の増額による収入の補正です。これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止医療提供体制確保支援補助金でございまして、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までに係る感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用として、訪問看護事業者に 20 万円を上限として補助されるものです。

2 点目は、人件費の減額による歳出の補正でございます。訪問回数の伸びなど、事業量の増大にも対応できるよう、会計年度任用職員の看護師 1 名を追加採用することも想定し、給与を計上しておりましたが、現在の人員で対応可能として採用を見送ったことから、会計年度任用職員 1 名分の人件費を減額、そして、第 10 号議案で提案させていただきました看護職員等の処遇改善手当の増額補正でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,549 万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行われますので、御了承願います。

日程第 2 3 第 2 4 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 2 3、第 2 4 号議案、令和 3 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 4 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでござ

ざいます。

補正の主な内容は、歳入では、繰入金の決算見込みによる減額、令和２年度の使用料収入が減額となったことにより、確定申告の結果、消費税の還付があったことによる諸収入の増額、歳出では、いずれも決算見込みにより、水質調査委託料、建設残土砂等処分地使用料返還金、基金積立金、公課費、予備費をそれぞれ減額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３０２万１,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１７万２,０００円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第３日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第２４ 第２５号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第２４、第２５号議案、令和３年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第２５号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和３年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第１号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、振興基金繰入金の増額、利子及び配当金確定見込みによる増額、歳出では、地区振興基金積立金確定による増額、集落運営諸経費助成金及び生活環境基盤整備事業補助金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２００万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１,０９５万円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和４年２月７日開催の寺前地区振興基金審議会において審議いただき、御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第３日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第２５ 第２６号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第２５、第２６号議案、令和３年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第26号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、振興基金繰入金の増額、利子及び配当金確定見込みによる増額、歳出では、地区振興基金積立金確定による増額、長谷ふれあいマーケット運営費補助金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ864万7,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和4年2月15日に書面決議により長谷地区振興基金審議会に御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第26 第27号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第26、第27号議案、令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第27号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出で、水質検査手数料確定見込みによる減額、電気代等の確定見込みによる増額、光熱水費と動力費の確定見込みによる増額、委託料の業務追加を執行するための増額が主なものでございます。

これらによりまして、水道事業収益的収入及び支出をそれぞれ4億3,331万2,000円といたします。

次に、予算第4条の資本的収入の予定額で、配水管敷設工事等の事業費決算見込みにより企業債及び国・県補助金の減額、資本的支出では、委託料、工事請負費の決算見込みにより減額、固定資産購入費の土地購入費の減額が主なものでございます。

これらによりまして、資本的収入の総額は2億6,000万円、支出の総額は4億4,400万円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,400万円は、過

年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。それでは、第27号議案、令和3年度水道事業会計補正予算（第3号）の主なものについて、詳細説明をさせていただきます。

補正予算実施計画の収益的収入及び支出で説明をさせていただきます。3ページをお願いします、タブレットは4ページでございます。収益的支出でございます。1款1項4目総係費で、委託料を197万7,000円増額しております。これは、本年度水道事業のアセットマネジメントを策定しておりますが、来年度以降の施設整備計画を立てる中で、町内の施設の統廃合の計画、また隣接市町との広域連携についての将来計画を盛り込んでおかなければ、予定しております補助事業が採択されないという指導を県から受けましたので、追加業務委託をしたく、増額するものでございます。

次に、5ページ、タブレット6ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款1項1目企業債で、今年度予定をしておりました各工事、委託業務のうち、中村工区の神姫バス栗賀営業所前の1路線を建設課の舗装工事との兼ね合いで来年度に、また、長谷工区、峠、為信、重行の1路線が入札不調により今年度実施を見送り来年度実施としたこと、及び執行しました各工事、委託の入札減を合わせ、決算見込みによりまして、1億1,180万円の減額、2目の国・県補助金を564万9,000円減額しております。

6ページ、タブレットでは7ページの資本的支出では、その分の委託料と工事請負費を減額しております。また、3目固定資産購入費は、大山地内で水源の確保のため、井戸の用地代として予定しておりました450万円を減額しております。これは、将来的な朝来市との連携及び井戸の概算工事費を出しましたところ、大変高額であることが判明しましたので、購入を見送っております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第27 第28号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第27、第28号議案、令和3年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 28 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）でございまして、補正予算（第 2 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額では、営業外収益の消費税及び地方消費税還付金を 1,000 円増。それに伴い、予備費を 1,000 円減額しております。これは、決算見込みでの消費税の還付を受ける可能性が出てきたことから、科目設定のための予算計上でございます。

次に、予算第 4 条の資本的収入及び支出の予定額で、国庫補助事業の追加採択の要望をしておりましたが、採択されなかったことによります企業債及び国庫補助金の減額、そして、施設費の委託料並びに工事請負費の減額でございます。

これらによりまして、資本的収入の総額は 2 億 8,987 万 2,000 円、支出の総額は 5 億 3,985 万 1,000 円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 4,997 万 9,000 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 28 第 29 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 28、第 29 号議案、令和 3 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 29 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）でございまして、第 3 号補正以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

まず、予算第 3 条の収益的収入及び支出です。補正の内容は、収益的収入において新型コロナウイルス感染症対策事業の県補助金を 8,000 万円増額し、病院事業収益を 3 億 5,187 万 1,000 円といたします。これは、補助期間が延長されることとなったため、3 月分までを想定し補正するものでございます。

収益的支出においては、第 10 号議案で提案させていただいた看護職員等の処遇改善手当の増額を行い、病院事業費用を 3 億 5,409 万 1,000 円とし、予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を 2 億 8,590 万 3,000 円といたします。

次に、予算第 4 条の資本的収入及び支出です。まず収入ですが、1 点目に、資本的収

入において医療機器購入費用に充当する企業債を480万円、過疎債分の一般会計出資金を450万円それぞれ減額するもので、医療機器購入費用の確定によるものです。医療器械等の購入において、入札減や補助金を充当するなどして減額となったものでございます。

2点目に、看護師修学資金貸与金を貸与し入職していた職員が中途退職したことにより返還金が生じ、160万円の返還を受けたことによる貸付金返還金の増額補正です。このことにより、資本的収入を1億7,450万7,000円といたします。

最後に、資本的支出ですが、看護師修学資金貸与金を240万円減額するものです。当初、5人分を想定し予算計上しておりましたが、結果、貸与者が1名であったため減額し、資本的支出合計を3億521万4,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（廣納 良幸君） ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、明日3月4日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会とします。御苦労さまでした。

午後2時26分延会
